

衆議院

安全保障委員會議録第六号

(二二八)

平成十年十月六日(火曜日)

午後一時二十三分開議

出席委員

委員長 堀田 晋君

委員 安倍 晋三君

理事 江口 一雄君

理事 石井 紘基君

理事 赤松 正雄君

理事 麻生 太郎君

池田 行彦君

白井日出男君

嘉数 知賢君

岸本 光造君

小泉純一郎君

園田 修光君

中山 利生君

御法川 英文君

吉川 貴盛君

岡田 克也君

坂上 富男君

中野 寛成君

白保 一夫君

石垣 一夫君

二見 伸明君

東中 光雄君

出席國務大臣

(防衛庁長官)

國務大臣

額賀福志郎君

出席政府委員

内閣官房内閣外

政審議長

内閣法制局第二

部長

防衛庁長官官房

長代理

防衛庁防衛局長

佐藤 謙君

理事 浅野 勝人君

理事 仲村 正治君

理事 前原 誠司君

理事 西村 眞悟君

伊藤 達也君

岩永 峯一君

大野 功統君

河井 克行君

栗原 裕康君

佐藤 勉君

田村 憲久君

船田 元君

山崎 拓君

伊藤 英成君

桑原 豊君

中川 正春君

河上 眞雄君

富沢 篤紘君

佐藤 茂樹君

中路 雅弘君

辻元 清美君

委員外の出席者

内閣官房内閣情

報調査室内閣調

査官

會計検査院事務

総局第二局長

安全保障委員会

専門員

田中 達郎君

委員の異動

十月六日

辞任

佐藤 勉君

阪上 善秀君

杉山 憲夫君

補欠選任

園田 修光君

岩永 峯一君

御法川 英文君

坂上 富男君

防衛庁運用局長

大越 康弘君

防衛庁人事教育

局長 坂野 興君

防衛庁装備局長

及川 耕造君

防衛施設庁長官

萩 次郎君

防衛施設庁施設

部長 守屋 武昌君

科学技術庁研究

開発局長 池田 要君

環境庁水質保全

局長 遠藤 保雄君

法務省刑事局長

松尾 邦弘君

法務省総合外交

政策局長 加藤 良三君

外務省アジア局

長 阿南 惟茂君

外務省北米局長

竹内 行夫君

大蔵大臣官房審

議官 福田 進君

国税庁課税部長

森田 好則君

厚生省生活衛生

局長 小野 昭雄君

委員外の出席者

内閣官房内閣情

報調査室内閣調

査官

會計検査院事務

総局第二局長

安全保障委員会

専門員

中野 寛成君

横路 孝弘君

富沢 篤紘君

佐藤 茂樹君

同日

岩永 峯一君

園田 修光君

御法川 英文君

桑原 豊君

坂上 富男君

中川 正春君

白保 一夫君

石垣 一夫君

補欠選任

阪上 善秀君

佐藤 勉君

杉山 憲夫君

横路 孝弘君

玉置 一弥君

中野 寛成君

富沢 篤紘君

佐藤 茂樹君

同(中路雅弘君紹介)(第七六八号)

同(土井たか子君紹介)(第七〇三三)

同(濱田健一君紹介)(第七〇四号)

同(東中光雄君紹介)(第七〇五号)

同(保坂展人君紹介)(第七〇六号)

有事法制化反対に関する請願(土井たか子君紹介)(第七〇七号)

同(濱田健一君紹介)(第七〇八号)

新ガイドライン関連法案の廃案に関する請願(深田肇君紹介)(第七六〇号)

は本委員会に付託された。

九月二十九日

周辺事態法に関する陳情書(山口市大手町九の

一一杉原記美(第一四四号)

新ガイドラインに基づく周辺事態法案反対に關する陳情書外二件(大阪市港区築港一の二の

二七梶浦正男外二名(第一四五号)

周辺事態法等新ガイドライン関連法案の廃案に關する陳情書外五十件(大分市中島西一の二の

二八藤田裕二外百七十九名(第一九九号)

十月一日

防衛庁の巨額背任事件の徹底解明に關する陳情書(東京都柏江市和泉本町一の一の五柏江市議

会内高木光(第二四九号)

新ガイドラインに基づく周辺事態法案反対に關する陳情書外一件(長野県松本市神林二四八五

の二峯村仁子外三十五名(第二五〇号)

周辺事態法案等新ガイドライン関連法案の廃案に關する陳情書外二十件(北海道斜里郡小清水

町六四九の四宮津豊外六十六名(第二五一号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

第一類第十四号

安全保障委員會議録第六号

平成十年十月六日

第一類第十四号

安全保障委員會議録第六号

平成十年十月六日

第一類第十四号

安全保障委員會議録第六号

平成十年十月六日

第一類第十四号

安全保障委員會議録第六号

平成十年十月六日

第一類第十四号

安全保障委員會議録第六号

平成十年十月六日

第一類第十四号

安全保障委員會議録第六号

平成十年十月六日

第一類第十四号

安全保障委員會議録第六号

平成十年十月六日

第一類第十四号

安全保障委員會議録第六号

平成十年十月六日

第一類第十四号

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案内閣提出第七号

○塩田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。額賀防衛庁長官。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○額賀防衛大臣 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の理由を説明させていただきます。

この法律案は、このたび提出されました一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案の例に準じて防衛庁職員の給与の改定を行うとともに、自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄または陸将補、海将補及び空将補の欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合の改定を行うものであります。

すなわち、第一点は、一般職の職員の例に準じて参事官等及び自衛官の俸給並びに防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当の改定を行うとともに、営外手当についても改定することとしております。

第二点は、自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄または陸将補、海将補及び空将補の欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に対する調整手当制度について、その充実を図っていくため、自衛官俸給の改定との兼ね合い等を総合勘案をし、当該自衛官に係る調整手当の支給割合を改定することとしております。

以上のほか、附則において、施行期日、適用日、俸給表の改定に伴う所要の切りかえ措置等について規定しております。

なお、事務官等の俸給並びに扶養手当、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当、単身赴任手当等につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の改正によって、同様の改定が防衛庁職員についても行われることとなります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○塩田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○塩田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。河井克行君。

○河井委員 どうも皆様お疲れさまでございます。自由民主党の河井克行です。きょうは時間をたっぷりいただいておりますので、この委員会に付託されました法律案の審議に加えて、今いろいろと国民の間で不安に思っている事柄、一般事項についても質問をさせていただきたいと思っております。

その前に、まず、大臣におかれましては、御就任以来、次から次へとたび重なる難しい問題が発生をいたしております。その御心労を察するに余りあるというふうに思っております。政治にとって最も大事なことは国民の生命と財産を守り、守るべきことだということに言われております。それを防衛庁であり、その長官が大臣でありますから、今のこの難しい局面、しっかりとリーダーシップを発揮していただまして、いり方向に向かって乗り切っていただきたい、失礼ながら、心から激励を申し上げたい気持ちでいっぱいでございます。

それでは、この委員会に付託されました法律案、きょうは防衛庁職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案でございますけれども、まず一点目、一般職の国家公務員の職員の給与と制度

と比べて防衛庁職員の給与と制度の特色としてどのようなものがあるのか、それについてお答えをいただきます。

○坂野政府委員 お答えいたします。

防衛庁職員の給与と制度につきましては、基本的には一般職の職員の給与と制度に準じているところがございますが、一般職の職員と比較いたしまして勤務の特殊性が認められるものにつきまして、防衛庁独自の制度を設けているところでございます。

すなわち、俸給制度につきましては、自衛官のように勤務に特殊性を有する職員につきましては、職務の類似する一般職の公安職等の俸給を基準といたしまして、その特殊性を考慮して、超過勤務手当等相当額の本俸への繰り入れ等を行った自衛官俸給表を適用することとしております。

また、各自衛隊の運営に密接な関係をする参事官等につきましては、自衛官とあわせて一元的に管理する必要があることから超過勤務の概念を除くことが適当であるとの考え方によりまして、一般職の行政職の俸給を基準といたしまして、自衛官と同様に超過勤務手当等相当額の本俸への繰り入れを行った参事官等俸給表を適用することとしております。

なお、事務官等につきましては、一般職給与法に定める行政職俸給表等をそのまま適用いたしております。

次に、諸手当につきましては、扶養手当、単身赴任手当等、一般職の国家公務員とおおむね同様の体系によっておりますが、自衛官等の勤務の特殊性に応じた特別の手当といたしまして、例えば、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当等が設けられております。

なお、自衛官につきましては、これらに加えて、いわゆる現物給与として、食事の支給、被服の支給または貸与、療養の給付等が行われております。

○河井委員 今、防衛庁職員、自衛官の業務の特

殊性にかんがみて特徴ある給与体系、給与制度もあるというふうに御答弁いただきましたけれども、中心は、他の公務員の給与の引き上げに依りて防衛庁職員の給与も自動的に定められてくるという趣旨の答弁だったと思えます。

自由民主党は、今回、この法案にはもちろん賛成する立場ではありますけれども、今日日本のこの経済の状況を考えたとき、民間企業はまさにリストラのあらし、倒産も相次ぎ、失業率も高まってきております。もう本当に普通の企業でも給与の引き下げ、ボーナスの遅配どころかボーナスの支給すらできない、それぐらいの厳しい状況が今の日本国じゅうどこでもあるわけでありまして、もちろん自衛官の士気をしっかりと高めなければいけないという観点はよくわかりますけれども、やはり世間常識といえるでしょうか、一般常識を考えたとき、しかも、残念ながら、防衛庁ではいろいろな不幸事象も発生をいたしました。

そういう事柄を総合的に勘案して、ぜひこれは大臣に御答弁をいただきたいわけですが、普通通のときの給与の引き上げと今回は違うと思うのです。客観条件が、そういうときにあえてこの法案を提出されたということについて、できましたならば大臣から心のことした御答弁をいただければありがたいと思います。

○額賀防衛大臣 河井先生の御指摘のとおり、我が国の経済は今未曾有の景気のどん底にあるというところはよく承知をしております。しかも、なおかつ失業率は史上最高であるということもよく聞いているわけでございます。

そういう中で自衛隊員の給与と改定をお願いしているわけでありまして、自衛隊員は、河井先生御承知のとおり、また河井先生が今御指摘のように、日本の国民の生命と財産を守る、しかも、なおかつこの北東アジア地域の安定にも寄与をしていく、あるいはまた国際貢献、あるいはまた大規模な緊急事態等が起こればいろいろと体を張って貢献をしていくということになっております。また、隊員の皆さん方は隊員になるときに、

言つてみればみずからは体を張つて職務に専念をするという約束をした上で隊員になつてゐるわけでございます。

私は、自衛隊の仕事は、これはいついかなる時も職務が減らされることはないわけでございますから、いついかなることもあつてもこの安全とそれから生命財産を守つてゐるこの任務を負つてゐるわけでありまして、一時的な経済の変動によつてこの自衛隊員の職務が減殺されるわけではないので、やはりそこは、良質な自衛隊員の言つてみれば参加と、それから士氣のことを考えると、国民の皆さん方にぜひとも御理解をいただきたいということを願ひたいというふうに思つております。

もちろん、さまざまの問題が防衛庁内に起つておりますけれども、これはこれまでも私自身が申し上げておりますように、みずからの問題としてきつちりと事実関係を明らかにして、そして、うみを出し切つて、新しい防衛庁の再スタートを期して、国民の皆さんの信頼を勝ち取つていきたいということもあわせて申し上げ、皆さんの御理解を得ることができればありがたいと思つております。

○河井委員　ぜひとも今のこの大臣の答弁を全国の自衛隊の皆さん方がしっかりと本心に肝に銘じて日々のお仕事にいそしんでいつていただきたい、そんなふうに思います。

それから、今回は、俸給の改定に加えて、学生手当の改定も同じように法律案の中に入つております。

言うまでもなく、防衛大学校、そして防衛医科大学校といふのは、私は、二十一世紀の日本の安全保障をしっかりと担つてくれる本心に貴重な次の世代をつくつていくんだというふうな思つておりました、そういう方々についても、今回、学生手当が引き上げということになつております。月額一千元ということですが、そのあたりのことについて、もし御答弁がありましたらお願いをいたしたいと思います。

○坂野政府委員　お答えいたします。

防衛大学校、そして防衛医科大学校で勉学に励んでおります学生につきましては学生手当が支給されております。この学生手当の額の算定の根拠につきましても、基本的には、高校を卒業して国家公務員に採用された方の初任給をベースとしたしまして、それから食事代とか宿舍費とかそういったものを差し引いて学生手当が算定されております。今回は、行政職(一)の高校卒業生の初任給の額が千円増加されたことによりまして、学生手当が増額されたものでございます。

先生今お話がございましたように、これからの自衛隊を担つていく、そういう前途のある学生に對する処遇ということでございますので、今後とも、私どももいたしましては、そういった学生手当についても十分配慮していきたいというふうに考えております。

○河井委員　ありがとうございます。

引き続きまして、一般質疑の方に移らせていただきます。八月の末に北朝鮮から一発のミサイルが飛んできまして、日本じゅうがもう上を下への大騒ぎになつたことはまだまだ記憶に新しい点でありますけれども、今回のこの事件のとき一番の問題は、やはり何といひましても、日本が独自の情報収集能力が十分発揮できなかった、その点が一番残念だといふ点だといふふうに考えております。

そこで、今、政府内でも、あるいはまた自由民主党内でも、新しい形の人工衛星の打ち上げについては日夜いろいろな議論を行つておりますけれども、せんだつて、小淵内閣総理大臣の御指示によりまして、政府、特に内閣官房におきまして新しい協議体が発足をしました。この新しい形の人工衛星の打ち上げ、導入、運用について、いろいろな役割が衆知を集めてゐるというふうなことが発表をされました。

そこで、今から一つ一つお尋ねをしていきたいと思ひますので、質問にそれぞれお答えをいただ

きたいと思ひます。

まずは、今回の新しい協議体の事務局を担つていらつしやいます内閣情報調査室にお尋ねをしたいと思いますけれども、どのような官公署が集まつて議論をしていらつしやるか、そして二つ目は、どういふ点に絞つて議論を行つてゐるのか、その二点についてのみ、まずお答えをいただきたいと思ひます。

○小野説明員　今御質問がありました点でございますが、人工衛星の開発、整備、利用等に関しまして関係の省庁から広く意見を聞きながら現在検討を進めてゐるところでございます。具体的には、内閣官房のほか防衛庁、外務省、科学技術庁等、関係する省庁が大変廣うございまして、そういう関係省庁の御意見を賜りながら検討を進めてゐるというところでございます。

○河井委員　集まつていらつしやる会合の頻度、そしてまた、もう少し詳しく、どういふ点について話し合ひが行われてゐるのか、お答えできる範囲で結構ですから、御答弁をお願いいたします。

○小野説明員　我が国の平和と安全を守るため、政府として適切な情報収集に努める必要があるところであり、その一環として画像衛星につきましては頻度につきましては、なるべく早期に検討をしたいといふことで、各省庁のお時間を合わせながら、もう既に数度検討をしておるところでございます。

また、もちろん、集まるだけではなく、電話等で連絡をとりまして事務的に詰めたところということもあわせてやつてゐるところでございます。

○河井委員　画像衛星についてかなり突っ込んで議論をしていらつしやるということでありまして、わつてはいいないわけでありまして、政治、行政の世界ですら、必ず何か具体的な成果を上げなくちゃいけないといふことでありますから、具体的な結論を出すことを念頭に今作業をしていらつしやるのか、その点についてお答えできますか。

○小野説明員　ただいま検討中でございますが、まだ確たる時期等につきましては申し上げる段階ではございませんが、なるべく早期に結論を得るべく努力をしてゐるということ御理解をいただきたいと思います。

○河井委員　なるべく早期にといひましても、これはいろいろな早期といふ時間的な尺度がありまして、やはり国民が本心に今不安に思つてゐるということ考えたとき、これはあくまでも私見ですけれども、次の本年度の第二次補正予算にある程度具体的な金額としてやはり結果をしてみらわなくては、早期にといふその早期が本心にだんだん時期を逸することにながりがかねない、そんなふうな思つておりますけれども、大臣、その点についてはお答えは難しいでしょうか。時期的な問題です、いつごろまでという。

○額賀国務大臣　これは今内閣の方から御答弁がありまして、防衛庁も含めた関係省庁の間で議論をなさつてゐるというふうな聞いておりますので、防衛庁といたしましては、情報収集については大きな関心を持つておりますし、その流れを見ながら考えていきたいというふうに思つております。また、防衛庁としても、これまでも商業衛星等を通じていろいろな情報収集の手だてについて研究をしてきたところでもありますので、それを引き続き続けていくと同時に、政府、内閣の対応を見守つていきたいというふうに思つております。

○河井委員　先ほどの答弁でもありましたように、さまざま役所がずつと集まつてゐるということですが、きょうはこの委員会の方に、防衛庁はもちろんです、ほかに科学技術庁として外務省からもお越しをいただいておりますので、逐一質問をさせていただきたいと思ひます。

まず科学技術庁の方に質問をいたしますけれども、微妙にこの言葉遣ひが違つております。科学技術庁の方では、今、多目的衛星というふうな言い方をいたしております。私の理解では、いわゆる超高度、宇宙空間を飛んでゐる衛星が早期警

戒衛星。これは、いずれ議論が行われます将来のTMD構想の一環としてこれから考えていかなくちゃいけないと思っております。きょう主に質問、議論をしてみたいのは、そのずっと下の低層域、高度にしますと大体八百キロから五百キロの円軌道を描いている、俗に言う画像偵察衛星ということについてであります。

科学技術庁は、その点、今新しい多目的衛星の打ち上げということを視野に入れていろんな作業をしていらっしゃるということですが、この導入に対して科学技術庁としてはどのような認識を抱いていらっしゃるか、まず最初にそれをお尋ねいたします。

○池田政府委員 お答え申し上げます。

科学技術庁といたしましては、このような宇宙空間におきます人工衛星を用いて地上の観察、この場合には専ら情報の収集でございますけれども、こうした技術開発につきましては、所管の宇宙開発事業団におきまして、地球観測でございますとか資源の探査、こうしたさまざまな目的、機能を持った人工衛星の開発をこれまで進めさせていただいております。また、こうしたさまざまな衛星の利用につきましては民間での利用も広がっているところでございます。

ただいま先生から御指摘のような比較的低軌道、地球を回ります軌道上から地球を観測する衛星ということになりました。これは行政面でのニーズだけを考えましても、災害対策あるいは地球環境の保全でございますとか都市計画の管理、地図をつくったり、こういうニーズがあるわけでございますけれども、こうした国民生活のいろんなニーズを反映して幅広く利用することが可能であり、また必要だということを考えておりますし、こうしたニーズは今後もますます増大していくものと考えております。

科学技術庁といたしましては、こうした多くのニーズを考えましたときに、これまで培ってまいりました技術を最大限に活用させていただきたいと思っておりますし、今後これに伴って必要にな

りますさまざまな技術課題につきましても着実に取り組んでまいりたいと考えております。

本件衛星につきましては、今後、いかなる内容のものになるかといったようなことにつきましても、私ども、そうしたことで関心を持っております。ところでございますし、これまで宇宙の開発利用を進めてまいりました立場から、積極的に調査検討には取り組んでまいりたいと考えてございます。

○河井委員 今おっしゃった多目的衛星、本当に文字どおりいろんな目的があるということですから、その中に当然、今言われている、俗に言うところの画像偵察的な機能もその中に組み入れることは十分可能というふう聞いておりますけれども、この衛星の解像度はおおむね一メートル程度を念頭に置いて今考えているというふうに聞いておりますが、どうして一メートルなんですか。まずその根拠を伺いたいと思います。

と同時に、その衛星は単独ではもちろん機能しないわけでありまして、大体何機ぐらいで一編成を考えていらっしゃるのか。そして、飛行高度にもよりますが、その耐久年数は大体何年ぐらいか、何カ月ぐらいか。それから、その大ざっぱな費用についても積算をしていらっしゃるのでしょうか。お示しをいただきたいと思っております。

○池田政府委員 お答え申し上げます。

ただいま、こうした衛星の解像度について、なぜ一メートルかといったことのお問い合わせがございました。現在、我が国におきましては、こうした陸上での事物を観測する技術開発、このために陸域観測技術衛星というものを平成十四年度に打ち上げをすべく開発中でございます。この衛星には三種のセンサー、カメラのたぐいを積んであるわけでございますけれども、このうちの最も高い分解能を有するセンサーの分解能は二・五メートルでございます。この衛星は地球からの高度七百公里という高いところを、これは地図を作成するなど、あるいは植生の観察などほかのニーズもございましてからこういう高度で運用するわけでございまして、こうした比較的高い分解能の

センサーを積んでおるわけでございます。

今後のこうした衛星による画像情報の入手といった場合にはこうしたセンサーのあり方について検討する必要があるわけでございますけれども、今、陸域観測技術衛星についても二・五メートルというものはもう既に開発中だということを申し上げます。また、近々、アメリカにおきましては分解能一メートルの商業衛星が打ち上げられようとしてございます。

こうしたことを考えますときに、私ども、現在既に我が国においても開発中のセンサー技術、こうしたものをもとにして、性能向上をあわせ考えながらこの画像偵察衛星というものを開発するということを考えますと、一メートルといった解像度につきましては十分に実現の可能性があるものと認識しているところでございます。

また、あわせまして先生から、システムとして考えるときに何機必要かといった御質問もございました。この点につきましては、今後、こうした画像情報を得るための衛星の利用というものを考えましたときに、それがどれぐらいの頻度でこうした特定の地点を観測する必要があるのかどうかといったことを考え合わせる必要がございます。また、そのセンサーにつきましても、例えば光学センサーといったものでございます。これは雲がありますと画像を撮ることができません。そうした意味ではレーダーセンサーなどを用いる必要があるわけでございますし、そうした意味での衛星そのもののあり方といったものについての、何機かといったこととあわせまして、そういうセンサーをいかに備えるかといったことの検討が当然ながら必要になるわけでございます。

また、耐久年数についても御質問がございましたけれども、通常、ただいま陸域観測技術衛星の件を申し上げますけれども、こうした衛星を運用します場合には、三年ないし五年といったことが通常でございます。三年以上、それから五年ぐらひは十分使えるといったことで、そのための燃料等の用意をして打ち上げるわけでございます。

けれども、こうしたシステムとして考えますときには、当然そうしたような点をあわせ考える必要がございます。

なお、費用についても御質問がございましたけれども、これは先ほど申しましたように、今回のような画像情報を得るための衛星のシステムについて考えましたときに、それが果たして何機必要なのかといったようなことでございます。また、その運用のあり方等を考える必要がございます。から、これはそうした点がはっきりいたしませんと、果たしてこれが幾らかかるといったことを申し上げることはなかなか難しいものがございます。

ただ、通常、こうした衛星をこれまでに培ってまいりました技術を用いてつくるようになりますと、衛星の大ききにもよりますが、数百億円あるいは一機当たり三百億円、そうしたような経費がかかるわけでございます。これをロケットで打ち上げます場合の経費、これが小さなものでございまして二機あわせて一機のロケットで打ち上げることができまして、そうしたこともあわせて考える必要がございます。

なお、こういうシステムをつくり出す場合には、地上での情報を得るための設備、システム等の整備が必要なのは申すまでもございませ

ただいま、御質問に対して私どもの知り得る限りでお答えできるのは以上でございます。

○河井委員 いつもの池田局長と違って随分切れの余りよろしくない御答弁だったと思っておりますけれども、要は、一番お尋ねしたいのは、日本の国産の技術をこれから磨いていけばこれをつくることが可能かどうかという点、その点についてお答えを最後にお願いいたします。

○池田政府委員 ただいま申しましたように、我が国でも既に、この陸域観測技術衛星、これは十四年度に打ち上げの予定で開発中だということを申し上げます。こうした技術を使いまして、陸上の物事あるいは建物、こうしたいろいろなもの

が観測対象になるわけでございますけれども、そうしたものを分解能一メートル程度まで観測するという技術につきましては、我が国におきましても、宇宙開発事業団ないしはメーカーにおいて十分な技術能力は有しているということは申し上げられると思います。

○河井委員 続きまして、防衛庁の方に同じような質問をいたしたいと思います。

防衛庁の方は解像度が十五センチというふうな話をしていらっしゃると思いますけれども、この十五センチの根拠、それと科技庁が言っているような一メートルでは、これは率直に言いますと仕事になるのかどうか、その点をお答えをください。

それから、大体一編成何機程度で、耐久年数がどれくらいで、費用、そういった点についてもまとめてお答えをいただきたいと思ひます。

○佐藤（健）政府委員 資料収集のための衛星につきましては、先ほど内閣から御答弁ございましたように、内閣におきまして関係省庁集まりました、今検討中でございます。そういう中에서도、私どもとして解像度がどういふものであるべきだとかいうことを申し上げている段階ではございません。

今先生からお話しのごいしました十五センチというのは、多分巷間言われておりますアメリカのKH、キーホール11という偵察衛星がございまして、この解像度が十五センチということで、現在の軍事衛星と申しましうか、偵察衛星と申しましうか、水準としてそういうものがある、こういうことだろうと思ひます。

一方、私どももいたしましては、現在、これまでにランドサットであるとかあるいはSPOTであるとか、そういった商業衛星の画像を購入いたしまして、それをいろいろ分析をしている、そういうことで技術はいわば磨いてあるわけでございますが、現在これにつきましては、情報支援システムということでそれをさらに高度化あるいは効率化するための今いろいろの機材その他の構築をして

ているところでございます。

これは、これまで三年ほどかけてやっているわけでございますけれども、こういうものの中で、この解像度が、先ほど科技庁からもお話がございましたように、近々アメリカでも商業用として解像度一メートルのものが打ち上げられるというふうな情報もございまして、解像度一メートルであれば、それはまたそれなりの我々としての情報手段として有力なものにならうか、こういうふうな思っている次第でございます。

○河井委員 今、防衛局長さんの方から、これはアメリカのKH11という新しい衛星が地上分解能十五センチということなんですけれども、フランスのヘリオス1Aというのも打ち上げていますけれども、これは地上分解能が一メートルということ。これは防衛庁からちやうどいただいた資料に入っております。ですから、何センチとか何メートルというのとは、それはもちろん技術の最高水準を追求すれば追求するほど、最終的には一センチとか二センチということに到達すると思ひますけれども、これは、その国によつて、置かれている環境によつても、一概にはなかなか言い切れない問題かなというふうには思ひますが、その点、防衛局長さん、何かお考えいただけますでしょうか。

○佐藤（健）政府委員 確かに、情報を収集するという面から見ますと、それは解像度は高いにこしたことはないわけでございますけれども、一方、いろいろな現実的な制約要件もございまして、

そういう中で、我々としては、先ほど一メートルというお話がございましたが、そういう解像度はそれなりに意味のある情報を得る手段ではあるう、こういうふうな思ふ次第でございます。

○河井委員 そこで、この議論を具体的な政治日程、そしてタイムテーブルにのせるといふときになつたとき、一番の課題となりますのが、言うまでもなくいわゆる宇宙の平和的利用を定めた国会決議との関係についてであります。

きょうは外務省からも総合外交政策局長さんがお越しをいただいておりますけれども、仮定の話

ですから答えにくいかもしれませんが、もし仮に国会決議の見直しを国会の意思として行う事態になつたとき、ほかの、当然米國でもすけれども、特にアジアの近隣諸國、どのような反応が予想されるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○加藤（良）政府委員 国会決議の見直しにつきましては、委員が御指摘のとおり、もとより国会で決定されるべきものでございまして、政府として何ら予断を持つて申し上げるわけではございませんが、仮に将来、国会決議の見直しというようなことがありました場合には、国会審議その他もろもろの状況を踏まえて、必要に応じて関係諸國に対して説明を行うことになると思ひます。

現在までのところ、例えば韓国、中国、その他近隣諸國から我が國の衛星の問題について、我が國の報道などは十分承知しているはずでございますけれども、公式なコメントというものは寄せられておりません。韓国のマスコミは、衛星の問題について、予算上の問題あるいは防衛上の問題、米國の考え方といったものを論評なしに客観的に報道しているケースが今のところ多いと思ひます。それからまた、中国のマスコミは、これまでこのところこの衛星の問題について、ほとんど報道いたしておりません。

しかし、さはさりながら、現在のところは政府といたしまして衛星の目的、その機能をどうするかといったような要素をようやく検討し始めていくというところでもございまして、そういう姿に呼応して反応が出てくることはあり得るわけでございますけれども、今具体的にこの時点で明確にどういふ反応が近隣諸國から出てくるかということとは、正確に見通すことは困難であると思ひます。

○河井委員 これは事実の確認をしたいのですが、きょう時点で、韓国あるいは中国は画像偵察衛星を現に飛行させているのでしょうか。その点お答えください。

○加藤（良）政府委員 まことに申しわけございませんけれども、中国、韓国がいかなる種類の衛星

をどういふ形で打ち上げているかという今日現在の姿は今ちよつと承知いたしておりません。

○河井委員 ということは、飛ばしていいかもしれないし飛ばしていいかもしれないということだというふうに思ひます。

韓国につきましては、言うまでもなくずっと北朝鮮のいろいろな軍事的な圧力ということがあります。それに引きかえまして、やはり一番気になるのは中国の当局がどのような反応をするかという点についてですけれども、あの国は表と裏がいふところとあるといひまじうか、なかなか交渉上手なしたたかな國家でありまして、そのときの日本と中国との総合的な関係に応じて反応が生じてくるのかというふうに思ひますが、再度、答えにくいかもしれませんが、お願いしたいのですけれども、特に中国との関係においてどのような事柄が今考えられるのか、もう一度外務省からお答えをいただきたいと思ひます。

○加藤（良）政府委員 先ほど申し上げましたとおり、衛星そのものについて、今のところ中国の方から公式の論評もございせんし、また、マスメディアの方でも余り多くを伝えていないという印象を私たちは持つております。他方、先生が御指摘になられましたとおり、中国は中国でみずからの国防上の必要という目的でいろいろな衛星を含む構想を有しているという情報も折々耳にするわけでございます。

いずれにいたしましても、国会決議の問題とは別にいたしまして、BMDというものは、我が國が弾道ミサイルによる攻撃を受けた場合に限ってこれを迎撃するという純粋に防衛的なシステムでございまして、したがって、それ自体としてのどの国にとつても脅威となるものではなく、また、日本の場合BMDの導入を決定したわけでもございせんし、日本の検討というものは特定の國を対象としたものでもないわけでございますので、こういった点を含めて、必要に応じて説明を十分行っていくということになると思ひます。

○河井委員 そろそろ時間も近づいてまいりました

たので、最後に質問をさせていただきますけれども、せんだつて、九月二十一日に、大臣は訪米中、アメリカの国防総省のちょうど入り口近くで交通事故に遭われたということを拝見しまして、私も新聞を、あはたしにかニュース速報でも流れたの、かもしれませんが、どうしたのかな、大丈夫かな、というふうに、大変個人的にいろいろと指導していただいております関係上もありまして、心配をさせていただきます。もう大臣、おみ足の方はよろしいのでしょうか。御答弁お願いします。

○額賀國務大臣 河井先生には大変心温かい御配慮をいただいて、感謝にたえません。右足は強い打撲でありましたが、傷がありましたので、傷はまだ治り切っておりません。したがって、強く片足で立っていたりとかするときはまだ痛みはありますけれども、答弁する分には差しさわりはありませんので、御心配なく、いろいろとありがとうございます。

○河井委員　新聞とかテレビの報道を見ておりましたら、ちよつとしたおかげのような報道が盛んにされているのですけれども、本当に、大臣御自身もいまだに後遺症が続いていらつしやるということでありまして、おつきの駐在武官は、何ですか、この辺を十数針、緊急入院して手術をされたかということですから、むち打ちとかを含めて。これはまあ一國の三軍の長があちらに親善訪問に行かれてすごい歓迎をされたものだなというふうに考えておりますが、同時に、この前、官房長官も記者会見でおつしやっていましたけれども、まだ正式な報告がないのだと。何であのようなことが、ばつと急に車寄せが上がつてきたかということについて、友好国じゃなく日本は同盟国ですから、同盟國の防衛庁長官がそのような目に遭われたわけですから、もう少し毅然と、どうして起こつたのかということも含めて、アメリカ政府当局にしかとおつしやっていただきたいと思ひますが、これは、防衛庁長官、当事者でございますかから答弁できないと思ひますので、きようはせつつか外務省がいらつしやっていますので、ちよつと

御答弁をいただきたいと思います。

○加藤(急)政府委員 もとよりこの事案の持ちます重要性は委員御指摘のとおりでございますので、米政府に対しては、きちんとした調査を早急に実施の上、できるだけ早く正確な報告を我が方に提出願いたいということを強く申し入れております。また、今後も、必要に応じ米政府にその旨の督促を行いたいというふうに考えております。

○河井委員　冒頭申し上げましたように、本當に、大臣御就任以來いろいろな難しい事柄が発生をしていらつしやいまして、先般、そういうことで、大臣みずからの身体まで本當にまさに傷つけながらお仕事をしていたでおります。打たれた強い額賀先生というのが私たち自民党の若手議員が一致して心から思っていることです。少々たのことでへこたれないで、しつかり頑張つていつていただきたいと思ひます。

以上、終わります。ありがとうございました。

○塩田委員長 次に、坂上富男君。

○坂上委員　坂上富男でございます。
安全保障委員会での質問は、私は初めてでございまして、よろしくお願いを申し上げたいと思うのであります。また、私は、御答弁は簡潔に、もうイエスカノトかという程度で結構でございますから、私もただらだら質問しませんで、きちんとちゃんと、一問一答でやりますので、そのような御答弁をお願いいたしたい、こう思っておりますのであります。

藤島前官房長あるいは石附それから田中副本部長、いずれも更迭になったわけですが、今身分はどういう立場にあつて、これが今回の俸給の値上げとの関係においてどういうふうになるのか、ちよつとお聞かせをいただきたいと思つておるわけでございます。

それから今度は、起訴されました諸富前部長、それから上野副部長、この人は、現在は依願退職あるいは任意退職といましようか、退職になっていたそうですが、これは、今のこの犯罪の発覚から見ると、まさに懲戒解雇に当

は、この俸給表との関係からいっただうなるのの
でございましょうか。これはさかのぼつて懲戒解
雇にしたいのじやないかと思ひますが。そして
また、その懲戒解雇の時点から今日に至るまで、
いわゆる退職金それから給料、こういうものは全
部返還を求めたいのじやないかと私は思つてお
りますか、この本日の給料改定問題と絡めて、
どうですか、これ。簡単にいいですよ。

○伊藤(恵) 政府委員　まず、最初の方からでございますが、それぞれ付になりました三名でございますが、藤島前官房長の場合は防衛庁参事官、また、他の二人の副本部長の場合はそれぞれ防衛庁事務官という官を有しているわけでございます。

したがいまして、仮に今回のこの法律の適用という
ことになりましたと、現段階では改正法を適用さ
せていただくということになると思います。

それから、退職いたしました諸富、上野両氏の
件でございますが、既に退職してしまつたものを
さかのぼりまして懲戒処分ということは、今の仕
組み上はできないことでございます。ただ、法律
上、有罪が確定いたしました場合等に、たしか、
退職金を返させるということができるという規定
はございます。

○坂上委員 これは平成六年、平成七年に犯罪が起きたということを、あなたたちがきちつとさまじくしておればこんなのはもうすくわかったわけだ、直ちに懲戒解雇できたわけでございます。防衛庁が職務怠慢のためにこの犯罪の発覚すら起きない

合によつては、防衛府が組織的にやつた犯罪だとも言われているわけでございます。したがつて、あなたの方の今の答弁というのは、とてもじゃないが承認できるものじゃありません。もう少しよく研究してきちつと答弁してください。これは、錯誤によるということでは幾らでもあるのだから、よくそんなことを研究して答弁してくださいよ。

法務省、おりますか。きょう諸賀、上野、前の防衛庁関係、それから永利、長沢、新井、この五人についてはニコー電子関係で再逮捕されたという情報であります。それから、高橋、相原、島山、柳瀬、これはニコーの関係と日本電気の関係でございますが、この人は新しく逮捕をされた、こういうことでございますが、報告書をいただいておりますから、簡単にお答えください。

○松尾政府委員　お答えいたします。

本日、東京地方検察庁は、防衛庁調達実施本部とニコ電子をめぐる背任事件につきまして、今お尋ねの合計九名について逮捕いたしました。そのうち、先生が冒頭におっしゃりました五名については、東洋通信機の事案で逮捕した同一人物でございまして、残りの四名が新しく本日逮捕になった者でございます。そのうち二名はニコ電子の役員、他の二名は、日本電気の常務取締役無線事業本部長と同会社の無線事業本部特定システムブロック担当支配人ということになっております。

それで、被疑事実の要旨でございますが、被疑は東洋通信機との間の背任事件と同じような形でございました、本来請求して返還させるべき金額を大幅に下回る額を算定したというところについて、九名共謀の背任事案である、簡単に申し上げるとそういうことになろうかと思えます。

○坂上委員 問題は損害です。防衛庁は、返還すべき金額は二億九千六百五十八万七千円でよろしい、こういう約束をしたのでございますが、逮捕状によりますと、まさにこれは国民に対してこれだけ損害をかけたわけでございますが、十四億五千万九百五十四万六千円を返還を免れさせて、国に

この金額の損害を加えた、これが背任の損害の金額である、こう言っておるわけですが、これは間違いないですか。

○松尾政府委員 先生お尋ねの金額ということにつきましては、今先生読み上げた金額そのとおりでございます。

○坂上委員 防衛庁長官、どうですか、この二コ一電子。私、本会議でも御質問申し上げました、東洋通信機と全く同じと。いわゆる背任罪の三要件と言われるところの図利、任務違背、損害の発生、全く同じと。この点について本会議で質問をいたしまして、それで、捜査中であるから答弁できないというのが検察庁の答弁でございました。このとおりの事実が本日世間に公表された。そして逮捕された。多分これはこのまま裁判になるのだらうと私は思いますが、こういうことは防衛庁は、私が質問してからその間調べましたか。こういう事実を防衛庁は認めますか、どうですか。本当に、国民に対する損害を発生させたと言っているのと同じですよ、国に対してでございますから。防衛庁、この点どう考えていますか。

○額賀国務大臣 本日、元調達実施本部の本部長及び副部長が再逮捕された、今先生が御指摘のような容疑で再逮捕され、防衛庁が再び強制捜査を受けたわけであります。そういう意味におきましては、国民の皆さん方に大きな不信を与えたことになるわけであります、まことに遺憾であり、申しわけないというふうに思っております。

事実関係は、今後、検察当局あるいは公判によって逐次明らかになっていくと思っております。しかも、なおかつ、これは前から申し上げておりますけれども、私どもも、これまでの調達本部のあり方、それから、言ってみればこれから再発防止のためにどういうふうにするかということについて、いろいろと事実関係を調べておりまして、明らかにして、そして国民の皆さんの信頼を取り戻すように全力投球をしてみたいというふうに思っております。

○坂上委員 長官、私の言っているのは、今言っ

たような被疑事実を今の段階で防衛庁として認めますか、認めませんか、こう言っているのですよ。まだ調査しなければならぬなどという答弁は、こんなのは答弁になりませんよ。もう検察、政府を代表して国民の名において裁判にかける検察官が、きちっとこれが損害だと明確にあれば、裁判所の逮捕状もらって、それで逮捕したのだから、防衛庁、この金額認めないのですか。まだ調査しなければならぬのですか。そんな程度の調査だったら、そんなのは意味がないじゃないですか。だから、本会議やってから今日まで何の調査をしていたのですか。この逮捕状に書かれてある損害、背任金額、認めますか、認めませんか、どうです。——君に質問しているのじゃないのだ、長官だ。長官に答えて。

○額賀国務大臣 繰り返しになりますけれども、これは現実的に地検の方で捜査を展開中でございますから、その方向を我々も見定めていかなければならないし、また、そういう逮捕されたという事実関係に基づいて我々もこの二コ一電子関係について引き続いて調査はさせていただきたいというふうに思っております。

○坂上委員 これ以上言うても始まりませんが、調査中調査中というのは、何にも調査しないというこじやないですか。だって、あなた、検察庁の、よその官庁の方が速いのだ、調べるのに。あなたたち一生懸命調査しているのだと言っけれども、ちつとも結論が出てこないのじゃないですか。少し嫌みな話でございますが、御指摘だけしなければいけません、これは。本当に、検察庁が逮捕される前から、こんなの自首させぬとだめですよ、申しわけありませんでした。自首という制度わかりますか、反省をして犯罪を認めて、そして処罰を求めるといふのを自首というのですよ。こういうようなことを積極的にやらぬといかぬです、防衛庁は、本当に反省しているならば。先ほどあなた答弁しようとしたが、あなた、答弁、どういふような答弁したいのか、答えてもらなさい。

○及川政府委員 大臣がお答え申したとおりでございます。

○坂上委員 そんな程度では困るんです、さっき言ったように。もう本当に防衛庁が反省をして、検察庁に協力をすると言っている以上は、直ちに事実を調査して、これについてきちっと、場合によつては自首させる、そういう行為がなければいかぬですよ、あなた。それを、検察庁に逮捕されたから、これからやつと調べてみますよんというやうなこと、こんなこと許されるの。

さて、今度、二コ一電子のことは今大体わかりました。あと二社についてはどうなんですか、調査、調査、どうですか、二社について。判明しましたか。

○及川政府委員 二社についても調査をいたしておりますけれども、特に現段階で大きな問題というふうな形で調査結果が出るというまでには至っておりません。

○坂上委員 これも不当要求によつて、不当に過払いをされたと言われているわけです。そういうことは全くないと言えますか。どうぞ。

○及川政府委員 おっしゃるとおりでございます。精いっぱいさらに調査を続けさせていただきます。精いつばいさらに調査を続けさせていただきます。

○坂上委員 今の段階でどんな結論が出ていますか、今の段階で、本日現在の段階で、二社について。

○及川政府委員 先ほど御答弁申し上げましたとおり、二社について今の段階で特に大きな問題というのはいまだ出ておりません。

○坂上委員 これはあなたの方、調査するにもしよるがないんじゃないの、資料がなくて。焼却してしまつて、証拠隠滅してしまつて、だからそんな答弁しかできないんじゃないの。検察庁は独自できつとこれから捜査するんじゃないんでしょうかね。

では、今度はこういうことを聞きましょう。萩長官、おられますか。こういう報道がなされておりますが、どうですか。

NECの長沢支配人、長沢支配人というのは逮捕されている人ですね、この人とあなたは東大経済学部同級生。それで、調子が特別調査をNECにしようとしたところ、あなたに依頼をして特別調査をストップさせたと言われておるわけでございます。これは、内部調査はどうなつたですか、内部調査、この点の内部調査。

それで長官、萩さんですか、施設庁長官、この事実はどうですか。まず、あなたの方から御答弁いただきたいでしょうか、こつちの方から。

○及川政府委員 お答え申し上げます。萩施設庁長官に調達実施本部長当時のことにつきまして確認をさせていただきましたところ、御指摘のような、NECから特別調査を外すというやうな形の依頼を受けたというやうなことにについては記憶にないということでございます。

○坂上委員 記憶にない。どうぞ、御本人。

○萩政府委員 ただいま先生が挙げられましたやうな報道は承知しておりますが、私としては、そのような依頼を受けたという覚えがございません。

○坂上委員 この辺は議論してもしょうがないから、いざ証人喚問か何かで明確にしたいと思ひますから、どうぞ長官、もう少しよく思ひ出して、本日の答弁と食い違ひが起きたら大変でございますから。

こうやつて報道されているわけでございますからね。この報道が間違ひだったら、名誉毀損でやらぬとだめなんじゃないですか。きちつと対応してください。間違ひだったら間違ひだと言つて、早いところ連絡してください。いざ我が党で証人、参考人喚問の申請をどこかの委員会やる予定でございますから、どうぞ食い違ひが起きるなんというここのないやうにお願いをしたいと思っております。

さて、今度は会計検査院でございます。本来的には私は後でまた質問しますが、差し当たり、諸田第二局長さん、円谷審議官さんらは、

上野元副部長らと一緒にゴルフをやった飲み食いしたりしたというように言われております。こういうことは何回ぐらい、どこでゴルフをやったのか、それから、飲んだとするならばどこでやったのか、出席者はほかにもどういう人たちだったのか、これはひとつできるだけ、今知っている限りにおいて御答弁ください。

○諸田会計検査院説明員 お答え申し上げます。

古いことなので、日時、場所、出られた方等については記憶が定かではございませんが、食事をしたという事はあったと思います。その際の費用は負担しております。

また、ゴルフにつきましては、私的な会でございますけれども、組は違ったと思いますが、一緒だったことはあります。その際の費用についても個人個人で負担しております。

○坂上委員 この問題も会計検査院の検査の正確さのために質問をしているわけでございます。

まさに防衛庁は、会計検査院に対しても天下りのあつせんをしたり、そして今度新しい事実で、こうやって飲み食いしたりと言われているわけでございます。

今の御答弁を聞きますと、ただ官僚同士の仲間としてやったという程度のことでございますが、これまた役所が違いますし、また、あなた方が検査をする立場にある方々と一緒に食事をするようにするなんていうのは、だれがどう負担したかわかりませんし、いざれ調査の結果が出てくるでしょうからそのとき明確にいたしますが、やはりこういうことも気をつけていたかぬと、我々は、あなたたちが本場にまじめに検査しているのだらうかというのを大変気にしております。でありますから、この点も私は指摘しておきたいと思ひます。

さて、今度、防衛庁のOBがニコ電子へ天下りしておるのはどれぐらいおられるのですか。大体の役職と人数等について答弁してください。

○坂野政府委員 ニコ電子への防衛庁OBの再就職の状況でございますが、平成五年度から平成

九年度までの過去五年間に離職した一佐以上の自衛官及び行(十)級相当以上の事務官等で、離職後二年以内にニコ電子に就職した者は、当庁で把握しているもので、本年九月一日現在四名でございます。

○坂上委員 どういう役職ですか。

○坂野政府委員 顧問ないし嘱託でございます。

○坂上委員 法務省、顧問とか顧問料とかなんとか言っていますが、どうもこの場合の顧問というのははわいる性があるのじゃないですか、この報酬について。この点、法務省はどう見ているのですか。どうも私は、何も仕事をしないで金ばかりもらっていたと思われる。わいる性なんじゃないかと思うんですが、法務省、この点、どう見えています。

○松尾政府委員 先生お尋ねの事項につきまして、現に捜査中あるいは既に公判請求した、公判に係属中の事案にかかわるものでございますので、具体的にそれがいかなるものか、あるいはどういうふうな法律的に評価されるのかということに私から言及するのは控えさせていただきますと思ひます。

○坂上委員 これもぜひ、国民を使って恐縮でございますが、国民の名において、明確にこれはわいる性があるかどうかという事の調べをきちつと国民の前に公表していただきたい、こう思っております。

さて、大越運用局長さんが出かけただいていようでございますが、このいわゆる四社事業の中で、日本工機については鈴木さんが当時支出負担行為の認証官というのでしたか、それから、東洋と藤倉とニコについては大越局長が当時この認証官だということをお聞きをいたしております。一体、認証官というのはどういうことをなさるのか、お聞かせをいただきたいのでございます。

私の、防衛庁からもらった資料によりますと、支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官の行う支出負担行為を認証する、こう書いてある

のです。認証というのは、正しいかどうかということを確認するのだらうと思うのであります。悪いことをしたことをよろしいと言つて認証するの、あるいは、これは間違いだと言つて、これはだめだよと言つて否認をするのか、こういうようなことはきつとあると思うのでございますが、どうですか、大越さん、ひとつこの任務について御答弁をいただきたいと思ひます。

そこで、私はあわせて一括答弁いただきたいのですが、東洋とニコについては利息は五%、一括返納免除、それから日本工機と藤倉については利息は八%、そして一括返還、取引停止処分というペナルティーがあつて、返還条件は全く違つておるわけでございます。一体、あなたはこれを認証するとき、こういうことについて具体的にどのようなチェックをなさつたのでございましょうか。これは差別じゃないですか。しかも一方は、今言うならば犯罪行為だ。あなたは犯罪行為の承認をしたとするならば、これはやはり責任があるんじゃないですか。長官、防衛庁長官、私は、やはりこれは行政上の責任はあると思ひます。これは犯罪行為だったんだから、認証したんでしょ、これ。しかも、今度二社と差別があるわけだ。こんなようなことが許されていいのかどうか、私も本当におかしいと思ひますが、こんなことを白昼堂々日本の防衛庁で行われていたんだというのは全く想像を絶しております。どうですか、これ。

○大越政府委員 お答え申し上げます。

私が調本の総務担当副部長に参りましたのは平成六年の七月でございます。したがしまして、日本工機の問題と東洋通信機につきましては、特に東洋通信機はその六月末に覚書が取り交わされておりますので、私が直接かわりましたのはその後の藤倉航装とニコ電子であるというふうに認識をしております。

認証制度についてのお尋ねでございますけれども、支出負担行為認証官と申しますのは、予算執行の適正を期するために、支出負担行為担当官か

ら送付を受けました契約書等の書類につきまして適正なものであるかどうかというのをチェックして認証する、こういう制度でございます。

この事業について直接どうだということについては、今現在捜査の案件になっておりますものから差し控えていただきたいと思います。が、一般的に申しますと、調本で契約をします契約の件数というのは、新規の契約で約一万件、それから、途中でいろいろと契約の変更がございまして、両方合わせますと年間二万件近い契約がございまして、これについて認証をするということでございますけれども、実際にこれを認証するスタッフというのは、会計課に六人前後の者、スタッフしかございせん。一年間二百日間の仕事をすると、一日に百件の認証ということになります。

したがしまして、その審査の内容と申しますのは、その金額の是非ということではなくて、むしろ契約の金額自身が支出負担行為を認められてい金額の中に入っているかどうか、あるいは、部分払いで申しますと一〇%を残す必要があるわけでございますが、それがきちんと残っているかどうか、あるいは、調達要求元からの要求どおりのいろいろな納期、納地、そういうものがきちんと納っているかどうか、契約条項の中にいろいろな特殊条項がございまして、そういう条項がきちんと守られているかどうか、そういった形式的なことをチェックして認証するというのが実態でございます。

○坂上委員 私の質問、何を聞いているの、あなたの発言、わかつていいるの。利息の差別だけでもどうしてこんな差別があるの、利息聞いているのよ。それから、一括返還と分割返済でどうしてこの差別があるの、この聞いていいるんです。それだけで。御答弁なさい。

○大越政府委員 お答えいたします。

この件につきましては現在捜査中の案件でございますので、私がここに述べることについては差し控えていただきたいと思います。御了解い

ただきたいと思ひます。

○坂上委員 検察庁みたいな答弁しなさんな。捜査に何の影響もない、こんなことは。もう一遍答弁しなさい。捜査にそんな関係ないですよ。あなたは捜査官じゃないんだ。どちらかという疑いの目をかけられていた方なんだ。まかり間違えま

○大越政府委員 申し上げます。先ほどから申し上げておりますように、現在捜査中でございますので私の方から申し上げるのは差し控えていただきたいと思います。当時その利率が適正であつたかどうかという点につきましては防衛庁の中で現在いろいろと調査しております。防衛庁に承知しておりますので、その結果にまちたいというふうに思ひます。(発言する者あり)

○大越政府委員 繰り返して恐縮でございますけれども、現在捜査中の案件につきまして認証官としてどのようにかかわつたかということについては、捜査中でございますので、この場でお答えすることを御容赦いただきたいと思ひます。

○坂上委員 この答弁は承認できません。長官、皆さんの御答弁によると、今調査をして

○坂上委員 委員長、こういう答弁だとこれから質問を続ける——速記とめてください。続けるわけにいきません。捜査に影響なんか何もないですよ、こんなの。利息が違ふことをどういう理由ですかと聞いているんだ。何が捜査に影響あるんですか。きちつと答弁しない限りは続けられないですよ。答弁させてください。

○坂上委員 二つのあれがあるわけでございますが、では、一体いつ答弁をするつもりですか、調査会の報告について。報告書を出さずとも、調査会調査会、そしてそれをいつ提出するかもわからないのだよ、今調査会で調査をしておりますから答弁は遠慮をいたしますと。それで、今度詰まると何を答弁しているかという、捜査中

○塩田委員長 速記を起こしてください。ただいまの坂上富男君の質疑に對しまして、防衛庁初め各当局は、積極的に、誠心誠意、坂上富男君の要求に對しまして十分に答へられるように、説明をしていただくようお願いいたします。

で、捜査の秘密、検事みたいなことを言うてなさんな。こんなのは、さつきも不規則発言がありましたが、承知したわけじゃないのですよ。ただ私は、自衛隊の諸君がまことに安い賃金で命がけでやつておるから、一日も早くしてあげたいと思つてゐる。しかし、そのことのためにあなたの方の襟を正さなければならぬから私は厳しくやつてゐるのです。私の質問は確かに冷たい質問です、さつきと違つて。だけれども、これが国民の怒りの声なのです。でありますから、きちつと答弁してもらわねとだめですよ。わずかに、利息の違いについて何の捜査上の秘密があるのですか。

○坂上委員 極めて簡単なことなのです。利息のパーセンテージが違ふのはどういふわけですかとこう聞いているのだ。これが何で捜査に影響を及ぼしますか。一括返還と分割返済は何で区別をしたのですか。これは、あなたたちは、たくさんあつたから見逃したら見逃したと答弁しなさいよ。いや、わかつていたけれどもさせたということになれば、あなたは共犯なのだよ。刑罰を受けるおそれがあるから答弁できないというのならいいですよ。どつちですか。どうぞ。

○坂上委員 極めて簡単なことなのです。利息のパーセンテージが違ふのはどういふわけですかとこう聞いているのだ。これが何で捜査に影響を及ぼしますか。一括返還と分割返済は何で区別をしたのですか。これは、あなたたちは、たくさんあつたから見逃したら見逃したと答弁しなさいよ。いや、わかつていたけれどもさせたということになれば、あなたは共犯なのだよ。刑罰を受けるおそれがあるから答弁できないというのならいいですよ。どつちですか。どうぞ。

○坂上委員 極めて簡単なことなのです。利息のパーセンテージが違ふのはどういふわけですかとこう聞いているのだ。これが何で捜査に影響を及ぼしますか。一括返還と分割返済は何で区別をしたのですか。これは、あなたたちは、たくさんあつたから見逃したら見逃したと答弁しなさいよ。いや、わかつていたけれどもさせたということになれば、あなたは共犯なのだよ。刑罰を受けるおそれがあるから答弁できないというのならいいですよ。どつちですか。どうぞ。

○坂上委員 極めて簡単なことなのです。利息のパーセンテージが違ふのはどういふわけですかとこう聞いているのだ。これが何で捜査に影響を及ぼしますか。一括返還と分割返済は何で区別をしたのですか。これは、あなたたちは、たくさんあつたから見逃したら見逃したと答弁しなさいよ。いや、わかつていたけれどもさせたということになれば、あなたは共犯なのだよ。刑罰を受けるおそれがあるから答弁できないというのならいいですよ。どつちですか。どうぞ。

す、組織的、大量に証拠隠滅を図つたのではないかという点について、これが事実だとすれば重大事件である、重大な案件であるというふうな受けとめまして内部調査をスタートしております。既に二百人余りの職員からいろいろ聞き取り調査を行つてきたところであります。

勤務しておりました海幕の課に二つ運んだということも聞き取りの結果で承知しております。本人は、それはあすからのというか日常の業務に必要なものでしたので、検察庁の方に押収されるとあつたから仕事に困るというふうなことで持つていつたというふうな言つておりますが、その辺のことにつきましては、さらに私どもも詳細、調査したいと思ひます。

それは、いろいろと、二百人余りも聞き取り調査をいたしました、さまざま矛盾とか食い違い等があつたりいたします。それを、ではどういふふうな裏づけ捜査をしていくかと、また、新しい聞き取りがあればその整合性も図らなければならぬといふか、あるいはまた、今後、正しい報告をつくるというふうなことから時間が若干かまつてゐるところであります。できるだけ早急にかまつめるように努力をしております。ウサギとカメラはありますが、カメラはおくても必ず目的に達します。ですから、ぜひ私どもの努力のことについては御理解をいただきたいというふうに思つております。

○坂上委員 その預かつたのを、いつ、どこへ返還した、こう聞いているの。それで、これ、検察庁は十四日に押収したでしょう。どうですか。答えてください。

○坂上委員 では、こういうことを調べていますか。海上幕僚長、幕僚部というのですか、ここに、全く関係のない防衛庁の資料が置かれていたというのが隠されていたというのか、これ、事実ですか。海上幕僚長もこういうような何か変なことがあつた。その真相をひとつ答弁してください。

○伊藤(憲)政府委員 失礼いたしました。その箱は、その後ずっと、九月の十四日まで実はその海幕に置かれていたようでございます。それで、十四日に再度の家宅捜査が入りました際に、本人から地方検察庁の捜査員に對しまして申告をいたしました、地方検察庁の方では、現場を確認した上で押収したということでございます。(坂上委員)どこで押収したのですか、どこでと呼ぶ現場で、海上幕僚監部の建物の中で押収したということでございます。

○伊藤(憲)政府委員 ただいま大臣から申し上げますように、調査委員会ではいろいろやっておりますが、その中で、今先生御指摘の件でございますけれども、調査実施本部の職員が、九月三日に強制捜査が入つたわけでございますが、その直前に、段ボール箱二箱ぐらいと申しますが、小型の段ボール箱のようでございますが、それを、前に

○坂上委員 法務省、三日の日に防衛庁の家宅捜索をやりましたね。十四日にもやつたですよ。この罪名はいずれも背任ですわね。これ、どうして二度もやつたのですか。もしも一日目がやれなければ、翌日まで続くでしょう。何でこんな間があつたのですか。

僚部に行っているとか、まだあつちこつち、きつといつぱい行っているかもしれない、こういう状態であれば、あつちこつちに行っているものだから、それで、検察庁の方でいろいろ捜査をしたら、大事な証拠はみんな隠滅しておる。一体どういふんだといつて、場合によっては証拠隠滅罪ですと云われて、びつくり仰天をして、もう一遍やつてくださといつて、十四日にやつたのでしよう、これは。

私がしゃべつたことは事実かどうかは別として、二度も、しかも間隔を置いてやらなければならなかつた理由だけ、家宅捜索の御答弁ください。

○松尾政府委員 お答えいたします。
先生お尋ねのように、九月三日とそれから九月十四日の二回、いわゆる東洋通信機事件の責任事件を被疑事実として、防衛庁等の捜索を実施しております。

ただ、なぜ間隔を置いて二度もやつたのかというお尋ねは、まさに捜査の内容そのものでございますので、これ以上詳しく申し上げるのは控えさせていただきます。

○坂上委員 法務省、刑事局長、私が聞いているのは、その日家宅捜索をやつて、その日終わらなかつたならば翌日、その翌日とやるんじゃないでしょうかと伺っているわけですが、何でもこんな間隔があるんだらうかという一般的な話でいいから、御答弁してください。

これは、やはり防衛庁の証拠隠滅にかかわつて、とんでもないことをしていたものだから、それでもう一遍やり直したということじゃないですか。これ、背任の証拠なんというのは、もうやるだけやつたんだから。

本日、防衛庁、また家宅捜索をやりましたか。それもあわせて御答弁ください。

○松尾政府委員 まず最初に、三番目の本日でございまして、先ほど冒頭で申し上げた二コー電子事件につきまして、やはり背任の事件でございまして、防衛庁の捜索は実施しております。

それから、お尋ねの一点目でございますが、確かに、一般論で申し上げますと、大規模な事件では捜索を二日にまたがって行うことも間々あります。それから、事案によりましては、捜査は進展するものでございまして、その内容と必要性に応じまして、間を置いて再度実施するというのも、間々これもあることでございます。

いずれにしても、どういう必要性があつたのかということについては、先ほどと同じお答えで、お答えを差し控えるということになります。

○坂上委員 もう私の時間は経過しておりますので、石井先生から、おれの分延びてもいいよという大変な御協力があるのでございますが、私、実はまた所用もありまして、本日質問事項はまさに三分の一も終わつておりませんが、また決算委員会等もいろいろあるようでございしますので、そのところで質問をさせてもらいます。

私は、防衛庁に要望したいと思ひます、長官。こうやつて、本当にまじめに答弁していられるのだらうか。もう裸になつて私たちに御答弁いただきたいと私は思つてゐるわけですよ。

今聞いている限りにおいて、これを聞いた人はどう思つてゐるのだらうか。私はやばな質問をしてゐるのだらうかと思うられるか、あるいは、防衛庁は隠しに隠して、逃げるために答弁をしてゐると思われるのだらうか。これは国民が判断することでございます。

私は、本当に防衛庁が裸になつて、本当にうちの方はこれが間違つておりましたと言つて自首させるぐらいの対応をしていただかぬといかぬと思ひますよ。本当に反省してゐますなんて言つたつて、上辺ばかりだ、実態は答弁も満足にできないじゃないの。事実関係調査中でございますといふ提出をするかと言へば、いつ提出できるかわかりませんが早急にだ。こうやつて、国会を免れよう、逃れよう、引き延ばそう、これだけなんじゃないですか。私はいかぬと思ひますよ。
起きたことは仕方がありません。私も弁護士ですから、場合によつては弁護に立つてもいいので

すけれども、そういうわけにもいかぬでしょうが。とにかく、本当に反省というものが答弁の中にも出てゐるとすれば、私なんか一番気のもろい方でございましてから御協力もしたいんでございしますが、まだまだこれは徹底的な追及をしないと、私たち議員としての務めを果たせない、こう思つておるわけでございします。

決して長官が隠してゐると思ひませんけれども、長官ももつと厳しく、あの厚生省でエイズの問題があつたとき、本当にうちの菅さんが厳しくやられました。もう防衛庁を組織再編成してもいいですから、やはり徹底的にやることが国民の信頼を勝ち取るのだらうと私は思つておりますので、ぜひひとつ要請をいたしまして、またの機会に御質問をお許しいただきたい、こう思つております。

以上でございします。ありがとうございました。

○塩田委員長 次に、石井紘基君。

○石井(紘)委員 防衛庁長官に伺ひます。
北朝鮮から、ミサイルが飛んできたのか宇宙衛星の端くれが飛んできたのか、その点の判断はどういうふうになりましたか。

○額賀国務大臣 お答えいたします。
防衛庁といたしましては、アメリカ側で人工衛星が失敗したというケースも考えられるというところがありまして、専門員をアメリカに派遣をいたしまして、いろいろ意見交換をし情報交換をしてまいりました。

しかし、それにもかかわらず、防衛庁といたしましては、弾道ミサイルの可能性が高いというふうに当初言つていた考え方をまだ持つております。

したがつて、この整合性につきまして、アメリカ側の、人工衛星が失敗したという考え方について、まだ若干ギャップがあるものですから、これについて引き続ききつとした考え方をまとめるための分析作業を行っているというふうにとつていただきたいと思います。

○石井(紘)委員 対北朝鮮政策ないし防衛政策と

いう面で、韓国の大統領が来られる際には、そのあたりに触れた話が出るのじゃないかと思ひますが、それはいかかということ、その際にも、やはりミサイルであるという立場から議論をされる予定ですか。

○額賀国務大臣 これは、小渕首相と金大中大統領の間で話し合はれることになると思ひますが、私の立場で、今コメントする立場にないわけでありまして、その共同声明も今まだ作成中の段階ではないかというふうな推測をいたします。

○石井(紘)委員 長官は全然かわからないのでしようか。
まあ、それはいいです。

それとも一つ、NECの工場から防衛庁の秘密が漏れ出したという事件でございしますが、これは防衛秘密というものと、それからまた防衛庁の内部の秘密というふうなことがいろいろあると思ふのですが、一体どうしたものに對しては法的な手段というものはないのでしようか。

○額賀国務大臣 これまでも国会の中で何回か議論された案件でございしますけれども、私どもは、このNECの秘密が外部に漏れたということについては重大な問題として受け取つておりました。本日、依命通達といひますか、私が命じまして、事務次官を通して関係部門に、契約企業の秘密保持について万全を期すように通達を出したところでございします。そして、周知徹底を図つて、再びこういうことが起こることがないようにしたいというふうな思つております。

大ざつぱに言へば、防衛庁の秘密につきまして、防衛庁の自衛隊員がそういうことを漏れいしたりした場合は刑事罰がありますけれども、一般の国民の場合は罰則規定がないというふうな受け取つております。

したがつて、今後徹底的に、こういうことを考へていく場合には、国会の場でもいろいろと御議論をしていただくことが適切ではないかというふうな思つております。

○石井(紘)委員 それはちよつとおかしいと思ふ

○石井(参)委員 私は、将来のことを言っているのではないですよ、その事件について言っているのですよ。契約の相手方であらうと何であらうと——では契約の相手方だったら秘密が漏れていいという話ですか。それはおかしいのではないですか。それは、契約は契約、庁秘は庁秘、防衛秘密は防衛秘密ですから、契約を通して漏れようとか、あるいは友人関係を通して漏れようとか、どういう形で漏れたにしろ、それが漏れたということとは、漏らした人がいるわけでしょう。その責任が

して追加の支払いを、返納を要求するということが言われたわけですが、そもそもどういう算定に基づいて八億七千四百万になったかというのがわからなかったわけですね。そのわからないものを、さらに追加して支払いを求める、返納を求めるということになりますと、これはますますわからなくなってしまうのですが、それは幾らぐらい返納を求める予定なのか、そして、その幾らぐらい

○石井(勉)委員 大体 先日も、従来の防衛庁の見解を防衛庁長官が撤回するに当たって言われたことの一つは、このように強制捜査も行われたことでもあるし、それに対して責任を感じるのだというようなことを言われたと思いますが、そうすると、強制捜査が行われたとか地検でもついているとか防衛庁の疑惑が追及されておるから、だから地検の言うとおりにするのだ、こういうわけ

○及川政府委員 私どもは、従来、八億七千万といふのは両者の和解交渉によつて決着をした数字といふことで、それなりの一つの合理性を持つものではないかといふふうに考えていたわけですが、先ほど来御答弁申し上げておりますように、その前提となりました事実関係というものの認識が根底から覆つたわけでございます。そういたしますと、初心に返りまして、言つてみれば予定価格訓令を援用して算定すべきではないかといふことになりますので、そうなりますと、恐らく檢察の方で提示をされましたなお二十一億円近い国損額というのが生じているのではないかと、こういうことでございます。

ただ、細かい数字等につきましては、今後関係の御当局等と検討させていただきたい、こういうことでございます。

○石井(総)委員 それはもうますますつじつまの合わないことにつじつまの合わないことを積み重ねていくようなことになるのだからと思いませんか。

そうすると、今度のさらに追加でもって請求する分については、これはどういう形をとるのですか。以前は覚書という形を各企業との間でとった。そして、それを返納させたと言っているのだけれども、返納させていないことが先日の議論でも明らかになったわけですが、そうすると、今度はきちっと返納させるわけですか。

○及川政府委員 返納額の正確な算定並びに返納方法につきましては、関係機関と御相談をさせていただきまして決定していきたいというふうに思っております。

○石井(総)委員 それは、ニコ電子の問題も関連してまいりますけれども、そうすると、各企業との間で再び何かの契約を結ぶのですか。あるいは、もし企業の方が防衛庁が言う金額では承服できない、あるいはその金額がどうしても正しい算定の方法がなくて、みんな資料を燃やしてしまったり隠してしまったりしたわけですから、できないということになった場合にはどういうふうな、今度は防衛庁の方が企業に対して不法行為ということと訴えるということになるのですか。どういう方法になるのですか。

○及川政府委員 今直ちにこういふやり方というものを持っているわけではございません。したがって、そういう点についての専門家であります関係機関、あるいは主観的な解釈をできる省庁等と御相談して、どういふやり方が一番いいか検討させていただきたいと思っております。

○石井(総)委員 そういふいい加減な、全くあいまいな形で、さらに国損が二十一億東通に対してはあった、そういうふうな言い出す。根拠

というものは示せない。

ニコ電子については、やはり地検の言っているとおりの金額をさらに追加で請求するのですか。

○及川政府委員 これについては、本日一部逮捕された方が出た段階でございますので、もう少し捜査の状況等を踏まえて検討させていただきたいと思っております。

○石井(総)委員 さっきの坂上委員に対する答弁では、ニコ電子についても十四億幾らということでもって、数字はそれとおりでございましてという答弁があったのではないですか。

○及川政府委員 ちょっと、その十四億というのは私の方から申し上げていないと思えますけれども、たしか法務省の方でそういう数字を挙げられたのではなかったかと思えます。(石井(総)委員「だから、それで防衛庁はそれでいいと言ったんじゃないですか」と呼ぶ)

私どもの方からいふのではない、それは、まさに容疑の事実としてあるということは受けとめておりますけれども、それが最終的な額になるか。東通のときも、御案内のとおり、逮捕のときの国損額とそれから起訴事実のときは違っておりますので、今後の捜査の進展をなお見守る必要があるのではないかとこのように思っております。

○石井(総)委員 そうすると、別の聞き方をする、ニコ電子についても東通と同じようなやり方、似たようなやり方を当時やって、覚書ということと二億九千七百万、三億からちょっと、三百万だけ足りない、そういう数字にしたわけですが、これは、ニコ電子についてもやはり追加もつて国に、これも国損を与えていると言っているわけですから、追加分というものが当然あるというわけでしょう。そういうわけですね。

○及川政府委員 いずれにしても捜査の進展を見守りたいと思えますけれども、もしそういうことで確定的なことになってまいりますれば、適切な措置をとってまいりたいというふうに思っております。

おります。

○石井(総)委員 防衛庁としての主体的な、自分の頭での判断というものはどうなのですか、ないのですか。防衛庁は全部向こう任せというのですか。そうならそうと云って下さい。

○及川政府委員 私どもなりに精いっぱいそれなりの調査をさせていただいておりますけれども、いかにせん、やはり強制調査権のない省でございまして、その限界はぜひ御理解を賜りたいというふうに思っています。

また、逮捕あるいは起訴という事実の重みはそれなりに受けとめるべきであらうというふうに思っております。

○石井(総)委員 そういふあいまいな答弁ではだめですね。強制調査権のない省——では、ある省というのはどこですか。強制調査権がなかったら自分で自分の予算を決められないということですか。ちょっとしつこいようだけれども、そういう妙くりんな答弁をするから、私はそういうふう

に言わざるを得ないのです。どうなのですか。

○及川政府委員 私どももいたしましては、東通にしましては、繰り返し御答弁申し上げておりますように、起訴という事実の重み、そして関係者の一部の方の積算額が適正ではなかったという御見解等いただいた上で、今回、国損額の存続というものを判断したわけでございます。私どもなりにそれなりの主体性を持って判断したつもりでございます。

したがって、先生御指摘のとおりニコ電子につきましても、今後の捜査の進展、私どもの調査の展開等踏まえまして、それなりのみずから判断で決めてまいりたいというふうに思っております。

○石井(総)委員 防衛庁長官、防衛庁はこの問題ではもう判断能力を失っているのではないですか。答弁も全然一貫した答弁がでない。しかも、つい先週は、今までの防衛庁の主張は覆りましたというところで、防衛庁のこの一年間主張してきたこと、あるいは上申書などという形で出してきた

こと、覚書でやってきたこと、こうしたことは全部覆りましたということを防衛庁長官みずから言われた。これで防衛庁は日本の防衛の信頼というものを保つことができませんか。

○額賀国務大臣 私どもがこれまでの考え方を撤回させていただいたのは東通の事件についてでございます。それに伴って国損が生じておることになれば、関係法令に従って一括返還をさせていただきたいというふうに考えているわけであり

ます。

今、石井委員御指摘のニコ電子については目下捜査中でありまして、私どももいたしましては、これまで述べてきた考え方、それから東通の問題、それから地検当局の今後の捜査、そういうことを見ながら適切に処理をまいりたいというふうに思っています。

○石井(総)委員 もう全然主体性がないんですよ。今、例えば東通について、さらに追加の返納分があるという、防衛庁がそういう判断に立ったならば、これはもう予算の問題ですよ。直ちに予算の問題になるわけですよ。予算に対して、過年度の過払い分が明らかになったその現年度の収入に加えなきゃならないわけですよ。どういう形に加えるのですか。

○及川政府委員 まず、正確な債権額の確定を行わなければならないと存じます。それを踏まえまして、多分債権管理法に基づくことになるのではないかと存じます。債権発生のお知らせを会社の方に発送いたしまして、そこから回収を図っていくということになるのではないかと、一括返還を要求……(石井(総)委員「いつ」と呼ぶ)これは、日時をあれするわけにはまいりませぬけれども、なるべく早くやりたいというふうに思っております。

……(石井(総)委員「今年度中にやるのですか」と呼ぶ)ちょっと日程はまだあれでございまして、なるべく早くやりたいと思っております。できればそれが望ましいことだというふうに思っております。

……(石井(総)委員「いつ」と呼ぶ)これは、日時をあれするわけにはまいりませぬけれども、なるべく早くやりたいというふうに思っております。

○石井総委員 いやいや、それは明らかにしたその現年度にやらなきゃいけないのですよ。だが、それにしても、そういうことが全然根拠が出せないで、そんなことを軽々に言っている。

そうしたら、今のニコ電子の問題は、長官の答弁によると、地検の調べやあるいは裁判の進展がなければ判断できない。これじゃ全然、防衛庁、国民の税金というものはどういふふうになっちゃうのか、そういうことになるわけ。

そうすると、はっきり言ってもらいたいのですけれども、東通のことについてはそういうふうな、さらに返納を要求しますと。これだけ言っただけでも今までの全面転換ですから、これは大問題ですけれども、じゃ、ニコ電子については今言わないということになると、ニコ電子についてもそういうさらに追加の過払い分というものがあつたということになったら、ではそのときになつて今度は今の答弁を撤回するといふわけですか。そんな無責任なやり方はありますかね。今の答弁と違うことが起こったら、今度こそは、これは防衛庁長官はみずからきつぱりと、官房長だとか次になつた官房長をまた首にするんじゃないかと、御自分が責任をとるといふことはないので

か。

（浅野委員長代理退席、委員長着席）
○額賀国務大臣 私は、だから東通の問題について、債権が発生すれば国損についてできるだけ早く一括返還をさせていたくような考え方を保持しています。そういう事例を参考にすると同時に、地検の捜査等も考えながら、これから判断をしていく、適切に対処していくといふことを申し上げたわけでございます。

○石井総委員 まあ、こんな責任も何もない、自主的な、主體的な判断も何もないという防衛庁を相手に議論をしていてもしょうがないので、やはり別の方法を考えなければいけないと思ひまして、つくづくそういうふうな感想を持ちましたので、申し上げまして、ちょっと早いですけれども私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○塩田委員長 次に、白保台一君。

○白保委員 平和・改革の白保台一でございます。

私は、沖縄のさまざまなあります基地問題の中から何点か絞ってお伺いしたいと思います。特に、最近問題になっていっているPCB汚染の問題や、あるいはまた地位協定三条三項の安全な作業といふことについての問題や、そして同じく地位協定四条に関する問題、そして、一〇四号線越え実弾演習が終わりしましたが、その不発弾の処理の問題等々、順次伺っていききたいと思います。

最近問題になっていいます米軍基地の汚染について伺います。マスコミの報道で、在沖米軍基地、特に嘉手納基地や牧港補給基地の元従業員らの証言によるPCBの扱い方がつづきに報道されています。そして、これが大きな反響を呼んでいるわけであります。

PCBについては、国内においては、特に変圧器などの保管について最近我が会派の大野由利子議員が政府に質問主意書を出しましたところ、その答弁書で厚生省が、九月十八日、有害化学物質のポリ塩化ビフェニル、PCBを含んだ変圧器などの廃棄物の保管状況を全国の事業所を対象に調査するとして、以来、それでは嘉手納の問題や牧港の問題はどうするんだ、こういった話等も出てきているわけであります。

そこで、ちなみに申し上げますが、報道されているものは極めてセンセーショナルな形でもって報道されています。したがって、私は、このPCBの問題について確認をしておきたいと思ひますが、絶縁性が高いことから変圧器などによく使われまして、しかし、カネミ油症の原因物質とされ、ために生産や使用が禁止され、PCBを含んだ変圧器などは厳重な保管が義務づけられています。

しかし、九二年の調査で全体の二割に当たる事業所で変圧器などの紛失が明らかになったほか、現在も不法投棄が後を絶たない、こういうふう

言われています。このため、厚生省は、PCB廃棄物の適正な保管を徹底するよう都道府県に指示しておりますが、その後の調査はしていなかったわけでありまして、今年度、再度保管状況を調査する、こういうふうには先ほどの政府の答弁書に出てきているわけであります。

そこで、まず最初に、厚生省に聞きたいと思ひますが、米軍基地内のPCBの廃棄物の適正な保管に関してはどうすべきだといふふうに考えておりますか。

○小野昭政府委員 PCB廃棄物の保管状況につきましましては、今先生御指摘ございましたように、平成四年度に調査を行っておりまして、その後の状況をフォローするということが非常に重要だと考えておりますので、近々調査を実施することとしたところでございます。

御質問の米軍基地の関係でございますが、日米地位協定に基づきまして日米合同委員会が設置をされておりますが、その合同委員会のもとに置かれました環境分科委員会の枠組みを通じて、環境庁より、在日米軍におけるPCB品目の使用及び保管状況の照会を行っているところというふうに私どもとしては聞いています。関係する省庁と連携をとりながら情報の把握に努めてまいりたいと考えております。

○白保委員 今の御答弁ですが、現在、米軍基地内については、合同委員会の下部にある環境委員会等を通じて照会をしているということですね。

○遠藤保政府委員 先生御指摘のとおり、日米合同委員会のもとにございます環境分科会の枠組みを通じて、PCBの使用、保管状況を現在照会中でございます。しかしながら、まだ回答には接していません。

いずれにしましても、この枠組みを通じて努力してまいりたいと思っております。

○白保委員 この問題について新聞で大きく報道されて以来、政府は調査団を出して、二回にわたって嘉手納基地に入つて米軍側からの意見を聞

いたり調査をしたりしております。政府の方が二回入りました。その結果、どういうことがわかったのでしょうか。

○竹内政府委員 ただいま先生お尋ねの調査団につきましましては、これは、報道されました一九六〇年代から七〇年代にかけて嘉手納飛行場内にあります地点にPCBが投棄されていたという問題に関する話だろうと考えますが、この点につきましましては、下地沖繩開発政務次官を団長とする政府関係者が、先生御指摘のとおり、二回にわたり現地に向かいまして米側から説明を受けたところでございます。

その点にしましては、米側からは、九月二十八日の第二回目の調査団派遣の際に概略次のような説明がございました。

すなわち、報道されているような一九六〇年代から七〇年代にかけて同飛行場で行われたというPCBの投棄については、米軍において過去三十年間にわたる書類及び写真を念に調査するとともに、関係者に対してインタビュー等を行ったが、報道されているようなPCBの投棄は今までのところは確認できていないという点が第一点でございます。

第二点といたしまして、在日米軍といたしましては、米国防省の方針に従い作成しておりますいわゆる環境管理基準に基づきまして厳しい環境管理行動を行っておりまして、嘉手納飛行場独自の環境対策として、有害廃棄物の厳格な保管を含めまして種々の対応をしており、国防省、本国からも高く評価されているというのが第二点目の説明でございます。

第三点目といたしまして、報道されているようなPCB汚染地点があるかどうかということを確認調査するために、米国防省が専門家チームの派遣を予定しておりますが、十月中旬にも派遣される予定であるという話がございました。

○白保委員 二回入って、いろいろと米軍の方から話をお聞きになったと思ひますが、私はこれからだんだんに明らかにしていきたいと思ひます

が、まさに軍隊というのは非常に閉鎖性、密室性があるな、こういう感じを強く持っています。

同時に、今おっしゃったとおり、まさに向こうの新聞にも、ため池が確認できず、そういったものの投棄はなかったと、こうやって大きく出ているわけですが、今おっしゃった中で二番目と三番目が矛盾するのですよ。そういう自信を持って、確信を持って米軍が言うのであったならば、何も調査団なんか来る必要は全くないのです。

だから、米軍の方の説明を聞いて、それで皆さん、まさにそのとおりだと思って納得して帰ってきたのですか。

○竹内政府委員 米軍は、米国防省の方針に従いまして、在日米軍に関しましては一九九五年以来環境管理基準というものを設けてまして環境管理行動というのを行っております。これは、報道されております。現在問題になっております一九六〇年代から七〇年代にかけてのPCBの投棄という問題の当時にはなかった制度でございます。

それから、我々日本政府といたしましては、いずれにしても、住民の方々の不安、いろいろな問題がございますので、米軍側に対しては、累次、あらゆるレベルにおきまして実態、事実関係の調査を行うよう申し入れを強く行いました。その結果と申しましうか、米側としては、調査団の派遣ということを決めたというふう

に理解しております。

ちなみに、その米側の決定につきましては、去る九月二十日、ニューヨークで行われました日米安全保障協議委員会、これは閣僚レベルの委員会でございすけれども、その際に米側より、日本政府からの調査実施の要請を真剣に受けとめてい

るという認識の表明がございまして、それで、報道されているような嘉手納飛行場におけるPCB汚染地点があるかどうかというのを調査するために、国防省の熟練した専門家チームを派遣するということの説明があったわけでございます。

○白保委員 今、米軍側の、あるいはアメリカ側の話を説明されたわけでございます。そこで、この問題が今大きくクロソブアップされてきているのは、一九九二年のマスコミの報道で、その際に、全駐米の沖縄空軍支部の皆さん方が、みずからの健康の問題やあるいはまた環境浄化の問題や、そういった問題の観点から、全員集まって懇談会を開いて、そしてその結果として、いろいろな結論として、さまざまな問題があったというところを出しているわけですね。

したがって、私は、今米軍の方の話がございましたので、じゃ、政府はこの従業員の方々の方からの聞き取り調査はなさいましたか。

○遠藤(保)政府委員 お答え申し上げます。本件は、米軍基地内で起きた事案であるということでございますし、また一九六〇年代あるいは七〇年代に起きたという古い事案でもござい

ました。したがって、私ども、今回九月二十八日に四省庁調査団で参りましたときの米側の回答、すなわち米側から、十月中旬に米本土から本件調査のための専門家チームを派遣する、そして調査するということを得ましたので、当面、米側の責任において実施される問題地点の調査の推移を見守るといふこと、これが第一でございます。

また、環境庁といたしましては、今までやってまいりましたのは、問題地点の外側の海域につきまして、昭和五十一年度から沖縄県、環境庁共同いたしました調査をやっております。そういうことで、いろいろ環境のチェックはやっております。そして、その延長線上で基地周辺については環境調査をさらに行うべく、現在環境庁としては準備を進めております。そして、今後米側と調整を進めていきたい。こういうラインでの対応を優先させたい、こう考えております。

○白保委員 いや、私が言っているのは、今の質問は、従業員の皆さん方からの聞き取り調査をされましたかというお話です。

○遠藤(保)政府委員 実施しておりません。ただし、この件につきましては、約三十年前に

起きたという極めて古い事案でもありますので、客観的なデータ把握は必要だと考えておりますので、私どもとしては、環境調査の結果の把握、これを優先したいというのが考えでございます。

○白保委員 それは、あなたの方の言い方も言い分としてあるのだらうと思いますが、一九九二年の一月三十一日にアメリカの下院軍備委員会環境回復審議会の報告がマスコミで流れて、そして当時の駐留軍の労働者の皆さん方が集まって、一体これはどういうことだということとみんなで聞き取り調査をやつて、その結果として、こういうことがありました、こういうこともありましたというところが明確にまとめられているわけですよ。そのことが基本となって、今日のこの問題になっているわけですね。

したがって、これは皆さん方も一方的に米軍の話や周辺の環境だけを見て判断するのではなくして、やはりこちらの方の意見もしっかりと聞かれることがいいのではないかと、そういうことでございます。

○竹内政府委員 先ほど来委員が御指摘の、一九九二年の米軍側における調査の件でございますけれども、これは、私どもが理解いたしますところでは、一九八六年ごろでございますが、PCBの変圧器が漏れていたというような問題が明らかになりました。それに関しましてアメリカの下院議員の調査報告が行われたという、その際のことであろうかと思えます。

他方、現在問題になっております六〇年代、七〇年代のPCBの投棄の問題ということは、このいわゆるレイ報告書というものは直接の関係はないのではないかと思います。

ちなみに申し上げますが、元従業員に対する調査、インタビュでございますけれども、我々が下地政務次官の調査団から聞いておりますところでは、米側からの説明によりまして、米側における調査は、過去三十年間にわたる写真及び書類を入念に調査するとともに、当時の基地従業員を含む関係者に対するインタビュも行ったというこ

とを聞いております。

○白保委員 ですから局長、それは、要するに米側が行った調査の報告ですね。日本側としては、こういう話が出てきた以上は、日本として従業員のお話等もお聞きになりませんかという話です。いかがですか。

○遠藤(保)政府委員 本件につきましては、やはり三十年前の古い事案ということでございまして、やはり一番重要なものは、科学的に客観的なデータの把握ではないかと思えます。

したがって、私どもとして優先させたい対応といたしましては、今回米側の責任において実施される問題地点の調査の進捗、これを見守るといふのが第一点、かつまた、これから環境庁の行う周辺環境調査の実施、これを優先させる、そういう形の対応が現実的ではないかと、こう考えております。

○白保委員 わかりました。

体及び土地の復元工事中に、汚水処理槽内の汚泥や流出口付近からカドミウム、水銀、PCB、鉛、砒素等の有害物質が検出されたとの報告があった。この報告は、肥料取締法に基づき、当該汚泥が肥料として使用の可否はどうだということに判断するために検査をした結果、それに基づくものであったわけであります。

この問題については、その後、取り扱いについて大要那覇防衛施設局は苦勞されました。県と那覇防衛施設局が大変苦勞して、さまざまに協議し、那覇防衛施設局が責任を持って処理する、そういうことになったわけですが、施設局は米軍に對して、一時保管することはできないかというふうに協議をしたわけですが、ところが、米軍側は、日米地位協定では施設の返還に際して原状回復義務はない、返還後に発見されたという問題については、我々は責任を持ってないということに難色を示した。その結果、那覇防衛施設局が、仕方がありませんから、航空自衛隊恩納分屯地内に一時保管するというところで一応おさまってまいりました。

結局、何が言いたいかといえば、返還をする際に原状回復義務がない。したがって、その中でさまざまな問題があったにしても、結局はそのまま返してやる。この問題は非常に大きな問題で、跡地利用をしようと思っても、そういう汚染をされた状況では、それを直ちに跡地利用することはできない。

今局長は、一九九五年以降環境基準を持って当たっているというふうに言っていますが、現実には、ここ一、二年、こういった問題があるのです。したがって、この問題の、四条の見直し等も含めて考えていかなければならぬ、環境基準を九五年から動かしているから大丈夫だ、こういうふうには言われても、決して大丈夫じゃないですよ。

この問題についてどのように考えられますか。
○秋政府委員 ただいまの米軍旧恩納通信所におきますPCBの処理につきまして、その事態の推移は、先生がおっしゃったとおり経緯を経まして、現在、那覇の防衛施設局の責任において、航

空自衛隊の恩納分屯地内に一時保管施設を設けて保管をしておるところでございます。PCBの汚泥処理は、現在その技術が開発中でございまして、開発され次第この汚泥を処理をしたいというふうに思っております。それで、先生からお話がありましたように、現在、まさに地位協定上米側に原状回復義務というものがないということになっておりますので、返還されました跡地の環境問題につきましては、従前でございますれば、それが発見されれば、防衛施設局において私どもが責任を持って処理をさせていただきます。地主の皆さん方にお返しをする、こういう処理をしたいと思っております。この方向は今後も変わりございません。地主の方には今後とも変わるときにはきれいにしてお返しをするというところは、努めさせていただきますと思

います。
○白保委員 外務省にお伺いしたいのですけれども、あれだけずっと長い間いろいろ話をしましたが、結論的には、今までは守られてこなかったかもしれないけれども、九五年以降というのはきちっと米国防総省の環境基準を守れるようにしてやっていくんだ、これはアメリカの方針です。当然そのような方向でいかなければいけない。前々からそういう方向であったけれども、太平洋地域ではそういうことをやっていなかった、そのことが指摘されて、九五年以降は、この環境基準をしっかりと守るよう、在日米軍基地についてもそういう方向になってきたというふうに外務省は理解をしておられると思うのです。そうじゃないですか。先ほどの答弁を聞いていますとそういうふうな受けとめています。

ならば、先ほどのような状況というものが、本来ならば、国防総省は、海外基地におけるこの環境浄化の基準という文書を持って当たっているわけですから、今、防衛施設局長官がおっしゃったような形ではなくして、アメリカ側が本来ならばやっていかなければならぬ。それがなされていらないということに問題がある。そういう

問題についてはきちっと遵守させるようにすべきではないかというのを先ほどから申し上げています。いかがでしょうか。
○竹内政府委員 在日米軍にかかわります環境問題は、確かに、先生が先ほどから御指摘のとおり、従来からあった問題でございますし、重要な問題だと認識いたしております。それは、何もう一九九五年以前はそうではなかったということではございませんで、環境について問題が発生いたしたりしますと、日米合同委員会のもとにございまして環境分科委員会において取り上げてきたのは、九五年以前にももちろんやってきたわけではございます。先ほど先生がまさしく御指摘されましたアメリカの下院議員の報告にかかわります問題も、この合同委員会の環境分科委員会会で取り上げられて処理をされたところでござ

います。いずれにいたしましても、地位協定の四条一項は、確かに、米軍が施設・区域を返還するに際しましては原状回復の義務を負わなければならない趣旨の規定がございまして、ただし、これは四条二項におきまして、片方で、米軍が施設・区域に加えた改変と改変を受けた補償をする必要はないということとこの権利義務の均衡を図っているという趣旨がございまして、

しかし、いずれにいたしましても、この四条一項で原状回復の義務がないからと申しまして、米軍が、施設・区域における活動に際しまして、我が国の公共の安全や環境の保全ということを無視してよいということでは決してございせんので、政府といたしましては、引き続き、米軍に對して、環境の問題を真剣に取り扱い、十分注意を払うということにつきましては、これからも適切に對応してまいりたいと思っております。

○白保委員 時間が参りましたので、最後に長官にお伺いしたいと思います。
長い間、返還が決定しているながら、移設条件がついたために、なかなか動きがなかった那覇軍港

の問題で、最近、沖縄県議会で大田知事が、浦添地先移設の問題等、前向きな答弁をされておりますが、長官はそれに対してどのような感想をお持ちでしょうか。
○額賀国務大臣 今、委員御指摘のとおり、浦添市におきましては、商工会議所で受け入れ提言をなさり、それを市議会が採択をした、しかも、なおかつ県議会において、知事さんが、柔軟な態度というか、そういう話をなされたということは聞いております。

今後、そういう議論がさまざま起こって、環境整備がなされることが好ましいというふうに思っております。
○白保委員 不発弾の問題等もお聞きしたいと思いましたが、時間が参りましたので終わりますけれども、ぜひ、不発弾の問題等についても前向きに、きちんとした対応で取り組んでいただきたい、そのことを申し上げて、私の質問を終わります。

○塩田委員長 次に、西村眞悟君。
○西村眞悟委員 本件防衛庁職員の給与に関する法律について、一点だけ御質問いたします。この法律は、一般職の職員の給与に準じて防衛庁自衛官の給与を考へるという体系になっておりますが、私は、この点についての長官の御所見を伺いたい。

つまり、三公社五現業のときに、思い出す発言があるわけですが、国鉄に石田総裁という方がおられまして、たばこを巻いている仕事をしている人間と、乗客の命を預かることを仕事にしている人間の給与が、同じ機関で決定されて、ほぼ同じであるのはおかしい、このように発言したわけですね。私は、それは妥当だと思っております。

それで、我が国自衛隊が、長官の発言では、国内では軍隊ではないとおっしゃいますけれども、先ほどの、冒頭の河井委員に対する御答弁でも、戦車、航空機、イージス艦を持って、いざというときには身の危険を顧みず国民の命を守るという任務についておられるということですね。

世界じゅうで、このような任務についている国民の給与に関しては、この任務に限定した独自の給与体系と決定機関を持つておるわけですね。我が国はそうではないわけですが、私は、この任務を持つ自衛官の給与に対しては、やはり独自の機関を持つてそこで決定すべきである、勤務状況が一般職とは、準じるといつたって、準じられないほど違いますから、そのように思うのですが、長官の御所見はいかがですか。

○額賀国務大臣 今、西村委員のお話を聞いておりまして、なかなかすばらしい御意見であるというふうにも思います。

ただ、自衛官の給与制度は、ほかの特別職の国家公務員と同様に総務庁の人事と今はなっております。一般職の国家公務員と相互に均衡がとれるようになっていくわけでありまして、

ほかの国の軍隊について、全部詳しく知っているわけではありませんが、各国軍隊の給与につきましては、恐らく軍人の徴兵制とか志願制とか、そういう兵制のあり方によっても違っているのだと思いますけれども、軍人の給与と一般の公務員の給与とが大体一定の均衡がとれているというふうにも伺っております。したがって、我が国における自衛官の給与とほかの一般職の公務員の給与との関係もバランスがとれているのではないかと、このようなことを考えております。

今、私は、自衛隊員の再就職の問題について、これから勉強会をしようという検討会をつくらうと思っておりますが、当然、自衛隊員の給与の問題等々にも議論が波及していくものと思います。したがって、私は、自衛官についての勤務条件については特殊なところがあるだけに、思いをいたしていかねばならないのではないかと思います。いはあります。

○西村(眞)委員 お伺いいたしまして、問題意識は共有していただいていると思うのですが、その方向で検討を開始されるということですから、まあ検討ですからいろいろあるうと思えますけれども、石田礼助総裁の発言は、今になっても自衛官

の給与を考える場合に重きをなしていると、本来あるべき姿だと私は思っております。人間は誇りで仕事をやるものですからそのように思うのです。

さて、自衛隊に対する国民の信頼に関して御質問いたします。

今、背任被疑事件等々が当安全保障委員会でも質問の大半を占めておるわけですね。しかし、私は、自衛隊の国民からの信頼というふうな、この一番大切なものを確保するのは、やはり自衛隊が国土、国民、国家を守る万全の体制をとっておる、持つておるのだということに尽きるのだと思えます。不信というのは、被疑事件というものは、社会生活の中で組織には起こり得るということは国民は知っておるのです。共産主義独裁国家のようにそれが一切ないという社会自身はある意味ではやはり病的な社会なのです。いざというときには、この自衛隊、防衛庁という組織が国民を守る、国土を守るために使うことができるのかできないのか、この一点が国民の信頼である、この防衛庁という、自衛隊という組織の信頼の最終的なかめであると思いますが、長官、いかがでございますか。

○額賀国務大臣 やはり国民あつての自衛隊であります。したがって、国民の皆さん方の信頼関係に裏づけされたものでなければならぬというふうにも思っております。

○西村(眞)委員 当然、国家国民あつての自衛隊でございますから、それが信頼されていなければならぬ、その信頼されているのは、なぜ国民が四兆円も毎年投入することを承知しているかといえ、いざというときに万全の国防体制を持つておるということに尽きるところです。

それに関連して、先ほどから背任被疑事件についていろいろな質問がありました。私は質問を聞いておりましていつも思ひ出すことが一つあります。

これは日本海海戦のときの戦艦「三笠」のことなのですが、あれはイギリスに発注して我が国が

最新鋭の「三笠」を購入する予定でございましたけれども、予算が足らなかつた。予算が足らなかつたら購入できない。購入できないということは、例えばロシアもしくは他の国がそれを確保するかもしれないという状況の中で、西郷海軍大臣は何を決断したかという、今でいう税金の横領、背任を決断したのですよ。そして、部下の山本権兵衛に、「三笠」は買わねばなりません、公金を横領しましょう、そしてそれが国民に許されなければ二重橋の前で腹を切りましょう、こう言つたわけですね。この明治の大臣のバックボーンは、那邊にあつたかというのには、先ほど私が質問申し上げた、国防という責務を担う組織の国民からの信頼は国防に万全を期すことに尽きる、ここにあつたわけですね。それは申し上げておりました、長官の御所見をここでいただきました。

では、先ほど少し質疑がありましたけれども、ミサイルが飛んできたことを受けて、偵察衛星でありTMDである。将来の膨大な予算を投入するこの兵器の、また情報収集システムのことを議論されているというのはいかにも、また現在に対処能力がない、この部分において、現在持っているシステムを法制も含めていかに対処可能にするか、敵ミサイル基地攻撃、撃破という目的、それによつて国民の命を守るという我が国の国防組織の、先ほどから言いましたかなめを守るかということに議論を費やすと同時に、防衛庁内では取り組んでいただかねばならない私は思うのです。

それで、本年八月三十一日のテポドンのことも含む、六年前になるのですか、ノドンミサイルは既に日本海に発射されておるわけですね。九六年三月には中国が与那国島沖にミサイルを発射したわけですね。この地点を基準にいいますならば、平塚か小田原のところにミサイルを落とすわけですね。今に始まつたことではないのです。それ以来、軍事的な観点から、いかなる措置を防衛庁としてはとられようとしていたのか。また、長官自身としては、八月三十一日以来、いかなる措置

を腹の中でやらねばならないのだと思つておられるのか、このことについて御答弁いただきたい。

○額賀国務大臣 これまで弾道ミサイルとか大量破壊兵器の拡散に対処しまして我々の安全をどう守るかということについては、委員御指摘のとおり、我々も大きな課題であるというふうな認識をしておるわけでありまして、その中で、アメリカとは日米関係のこれまでの経緯からして、この弾道ミサイルについてどういう対応をするか、どういふ防空システムがつくれるのか等々についていろいろな調査研究をしてきた。そして、今回2プラス2におきまして、北朝鮮の今回の弾道ミサイルの発射につきましては、弾道ミサイルの脅威というものを共通の認識として我々は持つたわけでございます。したがって、共通の認識を持つた上で、それならば今後どういふふうに対応するかということについて、一つは、我が国も共同技術研究に参加をするという作業を進めていきたいという意思表明をしました。

一方で、日米関係の緊密化が必要でありますので、この日米関係の信頼関係をきちんと再確認をして、アメリカ側も日本側もコミットメントを確認をしたということ、我々は精いっぱい日本の国の安全を守ろうということについて今努力をしているというところであります。

一方で、さまざまな情報収集について、防衛庁内でも、どういふふうな情報を収集して、そしてまた我々が時々刻々の変化に対して対応できるかというところについて、改めて我々は対応をいろいろと考へていかねばならないというふうな思つたところであります。

○西村(眞)委員 この問題は前回もお聞きしました。ただ、ここで要望しておきたいことは、攻撃的兵器を持つては専守防衛に反するとかいふうなドグマからは解放されていただきたい。兵器というのは、武器というのは、みんな攻撃的なのです。

それで、今情報収集のことについて言われました。アメリカは、テポドンに関しては人工衛星説

をとつております。ただ、ここで特異なのは、我が防衛庁はミサイル説を捨てておりません。アメリカがなぜ人工衛星説をとらざるを得ないのかといえ、これは、六年にわたる軟着陸政策がミサイル、大陸間弾道弾という結果をもたらしたという事は、共和党が議会で多数を占めるクリントン政権では言えないからです。しかし、我が国防衛庁はミサイル説をとつております。

そこで質問いたしますけれども、我が国もアメリカに追いついて軟着陸政策をとりました。与党の幹事長は五十万トンの米を決断して、国際社会に呼び出せば常識がわかる国家になるという口実でございました。我が国の米であれ金であれハイテクの部品であれ、北朝鮮に送られる物資は、軍事的な側面からいへば、我が国に対して非常に危険であるのか、ミサイルの結果をもたらすのかもたまたまないのか、これを軍事的側面から御答弁いただきたいのと、もう一つ、通常爆弾をミサイルに装備するようならばかな国はございません。いかに優秀なミサイルでも、通常爆弾では小さなビル一個が破壊されるだけでございます。あの高価なミサイルを国民二百萬が犠牲死している中でくり上げるといふことは、核弾頭をそこに並行して開発しているということですか。

それで、先ほどの質問一点、防衛庁長官、ミサイル開発と核弾頭の開発は不可分一体であるというは軍事上の常識なのです、したがって、ミサイルは六千キロを飛ば三段ロケットが完成している中で、北朝鮮は核弾頭を持つているのか否か、その辺の情報はございますか、この二点についてお伺いしたいと思います。

○額賀国務大臣 北朝鮮が核弾頭を、核開発を、一個か二個、プルトニウムをつくれるぐらいのものは持っているという情報は聞いておりますけれども、防衛庁としてきちと確認しているわけではございません。当然、我が方としては、北朝鮮に対して、ミサイルの開発、輸出あるいは核開発について、これを何としてもストップしてほしいということを強く要請しているところ

であらうというふうに思います。

○西村(眞)委員 軟着陸政策はミサイルという結果をもたらして、飛んできたということ。これはもう紛れもない事実でありますから、指摘させていただいて、共通の認識にさせていただきたい、このように思うのです。

ミサイル開発と核弾頭の開発は不可分一体であるということも、これは軍事常識ですから、長官はよく御存じのはずでございます。

次に、法制局に来ていただいておりますから、二点だけお聞きします。

憲法二十二条に記載する国内移動の自由、これは当然我が国民すべてが共有しておるということが一点。

それから、よくこのごろ談話ということがありまして、官房長官の教科書問題に関する談話、後藤田官房長官の靖国神社参拝等との談話、加藤官房長官の従軍慰安婦問題に関する談話、河野官房長官の従軍慰安婦強制連行した旨の談話、村山総理大臣の八月十五日のあの談話。この談話というものは、一内閣の考え方、すなわち政治的意見の表明であつて、したがって、政策と同様に、政治的批判の対象になるにすぎず、法的拘束力を有しないのか。それとも、一内閣の官房長官であつて総理大臣である者の談話は、法的拘束力を持つて将来の内閣をも拘束するものか否か。憲法二十二条の、国民は国内移動の自由を有しているか否かと、談話の法的拘束力、あるやなしやということについて御答弁いただきたいと存じます。

○宮崎(礼)政府委員 初めの御質問につきまして、憲法第二十二條は「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」あるいは二項で「何人も、外国に移住し又は国籍を離脱する自由を侵されない。」としておりますので、御質問のとおり、これは何人に対しても保障されている権利であると解します。それからもう一つのお尋ねであります、談話というふうに申されます中には、閣議決定を経た

ものと、また、そうでなくて一政治家あるいは閣僚としての御発言という、二つあるかと思ひますけれども、従来、国会等で政府側が御答弁しておられますのは、閣議決定という手続を経たものについてどうなんだろうということでございます。その点につきまして確認的に御答えを申し上げます。

内閣法四條一項によりまして、「内閣がその職権を行うのは、閣議によるものとす。」というふうな規定しております。すなわち、内閣の最高意思決定手続というものは閣議決定であるというふうなされておるわけであります。

このことから、閣議決定というのがなされた場合には、閣議決定は、当然当該内閣及びその統括下にあります行政機関や職員を拘束するものと解されるわけでありまして、さらにその閣議決定の効力は、原則として後の内閣にもその効力が及ぶというふうな従来から考えられていたところでございまして。

○西村(眞)委員 まず第一点の確認させていただきます。これに關しては、これは安全保障委員会です。防衛庁長官にお聞きするのですが、我が日本国内に移動しようとする日本国民を阻止または排除するものが外国の軍隊である場合、それは我が国の主権を侵す行為に当たつて、したがってそれを回復するために、その国民を守るのが自衛隊の任務ではありませんか。

○額賀国務大臣 もう一度言つてください。

○西村(眞)委員 それならわかりやすく聞きます。竹島の問題を申し上げておるのです。

我が国の国民は、我が国内憲法において、竹島に行く自由を有している。しかし、今の時点で、その竹島に行く自由を阻止または排除するのは韓国の官憲である。また、この観点から見ると、日本の韓国の行為は、日本の主権を侵害して、日本の領土を侵略している行為に当たる。竹島という、具体的我が国の領土に行く自由を有する日本国民が外国の軍隊によって排除されるとするならば、その排除する部隊を撃破して外国軍隊の侵

略状態を排除するのが自衛隊の任務ではありませんかとお申しておるわけです。

○額賀国務大臣 自衛隊法の第三條に、「自衛隊の任務」として、「自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に對しわが國を防禦することを主たる任務とし、必要に應じ、公共の秩序の維持に當るものとする。」というふうになっております。しかも、なおかつ、委員御指摘のとおり、防衛出動する場合、急迫不正の侵害、あるいは代替手段がないこと、あるいは必要最小限の手段で対応するというようなことが書かれておるわけであります。

この島の問題がそういう防衛出動に当たるのかどうか議論があるところであらうし、またある意味では警察行動的なことをする自衛隊がとつていいのかどうかという点もあるし、竹島問題については、我々は歴史的にも国際的にも我が固有の領土であるというふうに主張してきておるし、しかもなおかつ、従来政府は、平和的に話し合ひでこれを解決してきたいというところで対応してきているところでありまして。

○西村(眞)委員 いや、それはわかるのですけれども、私が申し上げているのは、そこに行く国民がおつて、その国民に対して銃撃があつた場合に、その国民に対する侵害は急迫不正の侵害である、その国民を守るのは自衛隊の任務であらう、このように思ふのです。これは、直接侵略の事態なんですね。これは、我々は認めねばなりません、韓国の議会ではないのですから。それはよろしいですか、防衛庁長官。

○額賀国務大臣 竹島がどこかにおられた日本人が襲撃をされた、それが即座に日本が侵略を受けたことになるのかどうかについては、その攻撃をした組織あるいは首謀者等々がどういう意思を持っているのか、どういう規模で攻撃をかけているのか、さまざまな要因もまた考えていかなければならないのではないかとおもうに思ひます。

○西村(眞)委員 あそこにいるのは韓国の官憲なんですね。もうそれは明らかなんです。韓国の官

憲以外の何かからぬものが我が国の領土にいる
ということ、我々の国家は認めたいことがない。
したがって、防衛庁長官に、今回の金大中大統領閣下の訪日に際する問題をこれからお聞きするわけですが、急迫不正の侵害ではありません、数十年前に官憲に上がられております。しかし、我が国は、冒頭の前提でも確認いたしました、国民が竹島を利用するために行くということについては、我が憲法上保障されておるわけですね。その国民が襲撃を受ければ、出なければならぬのは、大砲と機関銃を持つている相手に対してピストル一丁の警察を出すわけにいきませんから、自衛隊しかないわけです。

さてそこで、防衛庁長官にお聞きします。

内閣の閣僚の一人として、日韓条約において、植民地時代また戦争中の韓国との関係における過去の処理は決着済みであると思っておられますか。あのときは、外貨準備高、日本が十七億ドル。しかし、その中から五億ドルを韓国に供与した。そして、その五億ドルは、経済成長寄与率は二〇％であった。こういう、ただ単に文書で交わしたのではなくて、実質的に十七億ドルしかないわけなしの外貨準備高から五億ドルを供与しているわけでしょう。決着していると思えますか、思われませんか。

○額賀国務大臣 国と国との約束のことでは、決着していると考えています。

○西村(眞)委員 さてそこで、村山総理談話。先ほどの法制局の意見については、法的拘束力という言葉で言われましたが、私はそれは間違っていると思う。内閣が交代する民主主義国家における意味を没却している。前の内閣が無能だから、国民はさらに新時代に対処する内閣を選ぶのじゃないですか。選挙の意味を没却している。したがって、我が国の領土を直接侵略している、過去にもう既に侵略しておる、居座っておるという国家があった、そして日韓条約においても、長官の言われるように過去については決着済みであるにもかかわらず、大統領がかかるたびに、そこに過去に

ついでの謝罪をするということは、例えば国民一千名が竹島に行こうとして、銃撃を受けて、助けに行かねばならない自衛官の士気にかかわることではありませんか、これは。長官、どう思われますか。

○額賀国務大臣 私は、かねて日韓議員連盟、中野先生もおいででありましたが、やはり隣国の韓国と仲よくしていくことが日本の安全あるいは経済的な繁栄等々もろもろのことを考えても非常に大事なことである、遠くの親戚より近くの他人であるということわざもありまして、日韓関係については何とか友好関係を保ちたいという思いは委員と一緒にございます。

私といたしましては、そういう流れの中で、これからやはり未来志向で考えていくことが大事であらうというふうに思っております。その中で、いわゆる歴史認識ということをごいまして、けれども、私は小淵内閣の一員として、政府の見解つまり、我が国が過去の一時期に植民地支配と侵略によりアジアの国々の人々に對し多大の苦痛と損害を与えたという事実を謙虚に受けとめ、そしてその反省とおわびの気持ちに立つた上で、今後前向きに未来志向でやっていくということを支持しています。

○西村(眞)委員 それは未来志向でも何でもないので。韓国国民に国民感情があるのと同様に、我が日本国民にも国民感情がある。金泳三大統領は、竹島問題を従来の紛争処理に関する日韓交換公文の次元から上げたのです。みづから竹島駐留部隊に電話して、反日感情をあおつて、竹島問題を金政権の国民支持を高める道具に使ったのです。だから、一言言っておかねばならない。そして、そこで謝り続けることは、長官が榮譽礼を受けた部隊の士気にかかわる、このように思っています。

さて、日韓共同声明はもうすぐ発信されるわけですが、村山談話を踏襲するというふうな報道がなされておるといふことですが、これはそのとおりなのでしょうか。ひょろたんから何が出

るかわからぬのですか、それともおおよそはこの場で、現時点で答弁できることは、村山談話の踏襲であるということでは言えるのでしょうか。どういう段階に來ておるのでしょうか。

○阿南政府委員 ただいまお尋ねの日韓共同文書でございますが、日韓関係の過去、現在、未来、こういうものを包括的にあらわす文書を作成すべく、今先方と話をしているところでございまして、今申し上げましたように、過去、現在、未来でございますので、過去の認識ということも書き込まれるというふうに考えておりますが、その中身につきましては、首脳間の文書、共同宣言でございますので、我が方の歴史認識は総理の歴史認識がここに表明される、そういうふうに考えております。

○西村(眞)委員 先ほどの法制局の御答弁と今の局長の御答弁と、それから防衛庁長官の先ほどの御答弁を総合すると、植民地時代についての云々がやはり出てくるだろう、現時点における竹島の問題は出てこないだろう、こういうふうには予想されるのですが、質問は時間以内で終わりますけれども、終わるに当たりまして、村山内閣の談話の字句どおりではなくて、それを踏襲するならば、防衛庁長官、もっと大事なものを踏襲していただきたいのです。

なぜかといいますと、果道越えの演習射撃にあれば、一億二千万住む我が国家越えのミサイルが発射されたときに遭遇している内閣としては、つまらぬ一人の国会謝罪決議が過半数の出席もなくつぶれたから、八月十五日にちよろちよろつとやつたような談話を踏襲せずに、果道越え砲弾射撃で大騒ぎしたのなら、日本列島越えのミサイルにもっと大騒ぎしていただきたいと私は思っております。それで質問をやめます。

○塩田委員 次に、中路雅弘君。
○中路委員 最初に、防衛庁の職員の給与の法律について私たちの党の見解、態度を述べておきたいと思ひます。

この法案は一般職のベースアップに準ずるもので、防衛庁職員を特に優遇するものではありませんけれども、しかし、以下三点でこの法案に反対であります。

一つは、防衛庁の装備品調達にかかわる水増し請求による過払い、返還額の圧縮と天下りの取引疑惑、あるいは過去にさかのぼる巨額な軍事企業に対する過払いの実態や証拠隠滅など防衛庁の組織ぐるみの許しがたい背任行為が今国民に大きな怒りを広げているわけです。

また、小淵内閣は、対米公約を踏まえて、アメリカの無法な軍事干渉に日本が自動的に参戦するガイドライン関連法案の成立をねらい、日米安保体制の強化を図つています。

三番目に、防衛予算の四四・一％を占める人件費のアップはそのまま軍事費の増大につながるります。世界の軍縮の流れの中で、自衛隊の装備と人員の大幅削減による大幅な軍縮に踏み出すことが必要でありまして、政府はこれに背を向けて軍拡と軍事同盟の強化を推進しています。

こういう背景を持つ中での法案であります。この給与に関する法案については、以上の理由で賛成することはできません。

続いて、きょうは防衛庁の背任事件について質問したいと思います。

きょうも防衛庁のこの背任事件、不正減額で、ニコ電子の問題で、NECの子会社であります。が、諸富長官以下五人の再逮捕、NEC、ニコ電子の関係者四名が逮捕され、また防衛庁が今回で三回目の捜査を受けているわけでありまして、防衛庁とNECや東洋通信機、ニコ電子などによつて水増し請求の返納額が圧縮されてきた。まさに防衛庁と軍事産業が國費を食い物にしたという重大な事件であります。捜査当局はもちろんであります。国会でも徹底してこの真相を解明すべきであります。防衛庁は真実を解明して水増し請求過払いによる国の被つた損害を取り戻す責務があると思ひます。

そこで、まず最初にお聞きしたいのですが、防

衛庁は九月二十九日、藤島官房長と石附、田中両副本の副部長の解任、更迭を発表しました。秋山事務次官は十月二日に、藤島官房長と田中副本部長が家宅捜査の直前に関係資料を自宅に持ち帰った事実を明らかにしています。石附副本部長も資料を持ち帰っているわけです。しかも、藤島官房長は持ち帰った資料を焼却したということがあります。長官はその事実の報告を受けていますか。

○額賀国務大臣 受けております。

ただ、藤島官房長は、自宅に持ち帰ったのはコピーをしたものであって、焼却ということではなくて、破壊をしたというふう聞いております。

○中路委員 今焼却をしたというよりも何か捨てたと言っていますけれども、東京地検の捜査経過を知るために、石附副本部長が中心になって事情聴取を受けた調本の職員から供述内容聞き取っているということが言われています。通称青ファイルと言われているけれども、この青ファイルも含まれていたということが言われていますけれども、職員の供述内容を聞き取ること自体が捜査に対する介入でありますし、皆さんの防衛庁の調査というのは、職員の調査というのは、検察にどういう事情聴取を受けたかということ聞き取る、これが調査なのですか。この青ファイルが持ち帰った中であつたのかどうか、藤島官房長、石附副本部長に聞けばわかることではありませんし、その当時の調査の事情を聞けばわからないはずはないのですが、この点、長官、もう一度いかがでしょう。

○伊藤(憲)政府委員 ただいま防衛庁内の調査委員会が文書の問題にしましてはいろいろ調査をしておるところでございます。

今委員仰せのいわゆる青ファイルというお話でございますが、調本の中でこれは実は昨年の十月ごろからいろいろ事情聴取を受けた者がかなりの数に上ったようでございます。そういう者の中にはいろいろと不安感を訴える者等もありましたので、いわば任意にその事情聴取の内容等を提出し

た者もあったというふう聞いております。それらがある程度まとめたファイルがあつたことは事実のようでございます。

そういったもの、あるいはいわゆる四社事業の経過、そういったようなものがまとめられた冊子と申しますかファイルというものがございまして、それらが藤島前官房長のもとにも配られていたようでございます。そして、先ほど大臣が申し上げましたように、それらを自宅に持ち帰った後、一読後、不要なものとして破壊したというふう聞いております。

○中路委員 家宅捜査の前に関係資料、しかも事情聴取を受けたものも入っている、こういう資料を持ち帰って焼却するということが明白な証拠隠滅そのものではないですか。既に関係者の事情聴取は終了していると思いますが、防衛庁長官も二百人余りの事情を聞いていますと云っているのです。いつ、この結果を報告するのですか。委員会では九月中とかあるいはこの国会が終わるまでと云っていましたけれども、あす一応終わるので、この調査は一カ月たっているのです。どうするのですか。

○額賀国務大臣 九月中と言ったのは私の個人的な思いでありまして、公にしたことではありません。

ただ、先般の予算委員会、私はでき得るならば国会中に中間報告ができるように最大限の努力をしたい、努力目標として国会中ということ上げさせていただきましたが、二百人余りの聞き取り調査をいたしますと、さまざまな意見の食い違いとかがあります、あるいはまた新しい話が出てくれば、その裏づけもしなければならぬということ、まして防衛庁として中間報告をする以上は、これが正確を期さなければならぬということと等々から、若干作業がおくれておりまして、できるだけ早く報告が出るように今全力投球を行っておりますということをぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

先ほど坂上委員から御質問がありまして、ウ

サギとカメの話をしました、早くても拙速ではいけないのでありまして、やはり遅くても着実にきちっとした目標に到達できるということが大事だということに思っておりますので、しかも、なおかつ私も全力投球でやるということをお約束いたしますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○中路委員 これは防衛庁が組織的に証拠書類の焼却、隠滅を行ったという疑惑ですから、事実とすれば、あなたのもので、長官のもとで行われたということになるわけですから、大変重要な問題ですね。

しかも防衛庁は、九月十二日に証拠隠滅報道がなされた直後に、四社事業の管理実態に関する調査委員会をつくりましたね。後で秋山事務次官にかわりましたけれども、最初の調査のこの委員長は藤島官房長ですね。あなたは藤島官房長を任命したので、調査委員長に。その藤島官房長がきょうも官房長の部屋も搜索されているでしょう。それでは証拠隠滅についての調査のためではなくて、まさに証拠を隠すような藤島官房長を調査委員長にするということ自身が防衛庁長官自身の、任命した責任の問題は極めて重要だと私は思いますが、もう一度いかがですか、この問題。(額賀国務大臣「もう一度お願いします、済みません」と呼ぶ)藤島氏を調査委員会の委員長に任命する、その藤島氏が今疑惑もかけられ、あなたも更迭したので、その任命した長官の責任は大きいと思うのです。

○額賀国務大臣 当時、藤島官房長が長としてやっておられたのは、四社事業の内部調査の長としてやっておられたわけでありまして、私は、新報道がなされたときに、これが事実であるとする報道がなされたことである、秋山次官に対しては、秋山次官が中心となつてこの証拠隠滅関係の文書管理について調査をするべきであるというふうにして、次官を長にした次第であります。

○中路委員 最初に任命した藤島官房長がみずから書類をうちへ持つて隠滅を図る、防衛庁のほかの調本の幹部も全部そうすね。まさに組織ぐるみでこうした証拠隠滅を図っている。それがあなたの、長官のもとで、今防衛庁の中でやられている。

防衛庁も、きょうを含めて三回の搜索を受けているじゃないですか。もつと防衛庁長官は責任を感じて、明確にしなければならぬと思います。が、繰り返して、長官のこの問題についての責任の自負、私はもう一度聞きたいと思ひます。

○額賀国務大臣 大変失礼いたしました。先ほどのいわゆる証拠隠滅関連の内部調査については、当初藤島官房長がやっておられて、その後秋山次官になつたという経緯であります。これが正しいわけでありまして。

○中路委員 だから、その藤島氏を任命したのはあなたでしよう、最初の調査委員長に、十二日、十六日になつて秋山氏にかえたのです。だから、あなたが任命したので、その責任はどうなんですか。

○額賀国務大臣 それは、新聞報道がされてからそういうものをスタートしたわけでありまして、そして官房長に中心となつてやつてもらつたようにしたわけでありまして、その後、私も委員会でも御説明申し上げましたように、当時藤島官房長が東京地検から事情聴取を受けたという報道もあり、それを確認したもので、その者が長として内部調査を引き受けているわけにはまいたらないので、秋山次官に、かわつて内部調査を責任を持つて遂行するようというふうにしたわけでございます。

○中路委員 だから、任命したあなたの長官としての責任は大きいのだということを私は先ほどから言っているわけですね。

次に移りますけれども、NECの水増し問題、防衛庁は九月二十九日に公表したので、十月一日から東通事業に関連してNECと東洋通信機との取引停止を決定しました。

防衛庁調達本部をめぐる背任事件の起訴状を見ますと、NECの常務取締役だった永利植美と官公企画室長であった長沢弘の共謀の上と書いてあります。NECと取引停止をしたというのは、NECの本社が東通の水増し請求とその返納額の減額に組織的に関与したという判断をしたから取引停止をしたわけですね。間違いありませんか。

○及川政府委員 御指摘のとおり、東洋通信機の事業に関連したとしてNEC及び東洋通信機の幹部等が逮捕、起訴をされたわけでございます。したがって、防衛庁といたしましては、この逮捕された方々のおられるNEC並びに東通という二つの会社との間の契約を行っているものではないかと、その契約は差し控えるべきだという考え方のもとに、十月一日より取引停止の措置をとったところでございます。

○中路委員 個人じゃなくてNECが会社として組織的に関与したということですね。この取引停止の措置は当然防衛庁長官が行ったことだと思いますが、委員会では、取引停止の解除の措置について、きちんと清算された段階で考えることだと防衛庁は述べていますが、NECの関与の実態を国民の前に、清算された段階と言っていますけれども、明らかにするということは約束できますか。

○及川政府委員 現在、取引停止の期間につきましては当分の間というふうにはいたしているところでございます。東通及びNECに関しましては、先般国会でも私から東中先生に御答弁をさせていただきましたように、東通事業に関します国損額の返還等が確定した際に、その期間につきましてさらに今後の状況を踏まえて決定したいというふうにお答え申し上げたところでございます。

○中路委員 このNECは東通とニコ電子の返納額の圧縮に会社として関与したというだけではないのです。NEC本社自身が巨額な水増し請求をしていた疑惑が今マスコミでも指摘をされています。これが事実だとすれば、NECは防衛庁に新中央指揮システムを初め航空自衛隊のバツ

ジ、陸上自衛隊の師団通信システムなどを納入する調本本部との契約額が一九九一年から九六年までの五年間で二千七百八十九億円に上る、契約高で五位、九七年では四位と実績がある企業です。NEC本社に対して私はやはり特別の徹底した調査が必要だと思うので、さうね。

二百八十社の企業を今調査すると言っていますけれども、東通もニコ電子も日本航空電子工業も、すべてNECの系列の会社であります。NECを含めてこの関連企業、ここはやはり優先して徹底して関連会社を調査すべきだと私は思いますが、長官、いかがですか。

○及川政府委員 お答え申し上げます。御指摘のとおり、私も現在、これから五年をかけて二百八十社の制度調査をやるように思っておりますけれども、これにつきましては一般確定契約を主とする会社を対象にいたしてございまして、そのすべてについて実施したいと思っております。それはただNEC関連だけではなく、今申し上げましたように、一般確定契約を主とする会社すべてを対象にいたしたいと思っております。ただ、その順番等につきましては、それが明らかになりますと思ふことが起きてはいけませんので、その内容等については差し控えていただきたいと思いますと思っております。

○中路委員 そんなこと聞いたらいいです。今問題になっているのはNEC、そしてみんなNECの子会社、関連会社でしょう。だから、何年かけて二百八十社を調査する、そういう中で、このNECと、問題になっている、全部そうなんですよ、NECの関連でしょう。だから、そこについてはやはり力を入れて集中して今調査をすべきじゃないかということをお願いしているのです。長官、いかがですか。

○額賀国務大臣 もう御存じだと思いますが、NECにつきましては、平成九年度より調査を着手しております。十年三月に府中事業所、十年八月に横浜事業所についてそれぞれ実地調査を行っているところでございます。

したがって、委員御指摘のとおり、今当面の問題になっていることでもあり、そういうことを踏まえて二百八十社の制度調査を進めていくというふうにしたいと思っております。

○中路委員 今問題になっているのは、私が挙げた関連の会社でしょう。だから、調査はそこへ力を入れて集中してやるべきだということを主張しているわけでありまして。

ニコ電子についてお聞きしたいのですが、防衛庁は十月一日の予算委員会でも、東中議員の質問の中で、ニコ電子について、訓令に基づかないで返還額の処理をしたというのを認めておられましたが、訓令に基づかない、どういう不正な処理がされたのか、明らかにしてほしいと思います。

○及川政府委員 ニコ電子の返納額の算定に関するお尋ねでございますけれども、現在検査当局による調査がまさに始められた段階でございまして、その返納額の試算の内容、経緯等については、調査への影響等を考えまして、お答えすることは差し控えていただきたいと思います。

○中路委員 それはおかしいな。先ほど言ったように、ニコ電子の疑惑が指摘されて、防衛庁自身が訓令によらないことを認めながら、その処理の内容を明らかにしない、今調査の段階である、それはおかしいではないですか。いつもこの委員会では、起訴されるまでは言わない、起訴されたら今度は調査に影響するからということで一切答えない。

NECについて、いわゆる訓令に基づいて処理がきちっとやられていなかった点がある、処理していないというのを言っているわけですから。だから、どういう不正があるのか、あるいは、訓令に基づかないでどういう処理がされたのかというのを聞いてほしいのです。これがどうして答えられないのですか。

○中路委員 検査は検査でもちろんやるでしょうけれども、数年前に処理したことでしょう、やってきたことでしょう。それをこの場で、検査で今問題になっているから言えない。何年か前にやったことではないですか、皆さん。どうしてそれが言えないのですか。これはけしからぬことだと思います。

こうした問題で、先日、十月一日のやはり予算委員会でも、東中議員の質問で、予定価格の訓令に基づかない方法で、これは東通ですが、八億七千万円という返還額の算定をはじき出した、今は予定価格の訓令に基づくのが適切ではなかったのかというように判断をしている、長官はこのようにお答えになりました。適切ではなかったのかというのではない、東通の水増し請求という不正事件の処理について、予定価格の訓令に基づいて処理しなかった、ここに問題があるわけです。ここに間違いがあるわけですね。

皆さんも、これまでの見解を撤回された。適切でないというようにすることはなく、東通の水増し請求という不正事件の処理について、関係法令や訓令に従わないで処理した、そのこと自身が今、この調達業務自身が犯罪として問われているわけですから、そういう認識でこれまでのそうした処理が間違っていたということを長官ははっきり認めるべきではないでしょうか。いかがですか。

○額賀国務大臣 ですから、東通事件について、八億七千万の返還額の積算根拠については、これは言ってみれば、当時の幹部の一部の者も適切ではなかったというふうな言っているし、東京地検も背任という形で起訴されたということもあり、我々は、予定価格とさきまなことを考える中で、予定価格以外の方法で返還額を算定したわけでありまして、その前提が覆ったものと思っております。これからは予定価格を中心とした積算根拠で国損をはじき、一括返還をしていくような形を関係当局と相談をしながらやっていくことが必要であるというふうに思っております。

○中路委員 この点でも長官の責任は大きいと思いますよ。前長官の久間氏もこれまで、この水増し、過払いの処理についてどう説明しておられるか。返還額をどうすべきかについて、ルールはない、統一の基準がないとか、あるいは、相手企業との話し合いによる一種の私法的な和解契約で決定するしかないという繰り返しこの委員会でも答弁をされていました。

長官は九月十八日の衆議院本会議で、過払いといった問題が発生した場合には公正、適切に処理できるように統一の基準をつくるのがよいと答弁されていますが、今まであなたも、撤回の九月二十五日までは、いわゆるルールがないとか基準がないということを言っていて、これは久間長官もそうですが、従来の見解、やり方を弁護してきたのです。私は、この点で額賀長官の責任も免れないと思うのです。

ルールはあるのですよ。明確に、関係法令と訓令に基づいてやるというルールがあった。これに基づいてやらなかったということが今背任に問われているのです。それをこれまで、ルールがない、基準がないというところで、いろいろ方法を考えたと言ってきた。それが覆ったわけですね。

だから、明確にその点を認めるとともに、これまであなたも、九月二十五日まではそういう答弁をやっていたのです。本会議でも、この責任は免れないと思います。長官、いかがですか。

○額賀国務大臣 八億七千万円の算定の背景に、今度背任容疑で当事者が起訴されたというような、言ってみれば新しい要因が出てきたわけでありますが、そういう要因はよもや当時考えられるものではない。その上に、当時の幹部の一部の者が、当時のやり方は適切ではなかったと言ふようなことを総合的に考えた場合に、当時の算定基準というものの根拠は崩れ去ったものと思つて、そして考え方を修正して、今後は言ってみれば一定の処理基準をつくって考えていかなければならないというふうな思つておられますけれども、その有力な一つが予定価格であるということは間

違いないというふうな思っているわけでありまして、今後こういうことが二度と起こることがないようにすること、これまでのすべてのことについて事実関係をさらに明らかにしていくことが私の責務であるというふうな思つております。

○中路委員 時間になりましたので終わりますが、最初言つたように、今のいわゆる防衛庁の焼却、証拠隠滅の問題、これも長官のもとで行われたわけでありまして、先ほど言いました藤島官房長をこの調査委員会の委員長に最初任命したのもあなたであります。

今もお話のように、二十五日の、従来の防衛庁の見解を撤回するという表明をされるまで、これまでこうしたルールがないとか基準がないという点で東通のやり方等を弁護してきた、正当化してきた、こういう点でも前長官も現長官も責任が大きいと思ひます。このことを強く指摘をして、終わりたいと思ひます。

○塩田委員長 次に、辻元清美君。

○辻元委員 社会民主党の辻元清美です。

本日は、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の審議を行つております。それに先立ちまして、今実際、非常に景気が悪いといふのは皆さん御承知のとおりだと思ひます。総務庁が発表した労働力調査によると、八月の完全失業率は四・三％、それから失業者数は二百九十七万人と、過去最高になっているという点で、民間で働いていらつしやる方々を含めて非常に厳しい経済状態の中で頑張つていられると思ひます。

こういう中で、今回、防衛庁の職員の給与を審議しているわけなのですが、これに当たりまして、実際に今この委員会でも今回の背任事件についてさまざまな委員の方が指摘されております。こういう問題を抱えて、額賀ともあれ、やはり国民感情としましては、給与について云々するののかという国民感情がないとは言えないと思ひます。そういう中で、まず最初に、間もなく採決にな

りますけれども、この採決に当たり、さらにこの背任事件をしつかりと追及していくという長官の決意がない限り、なかなか国民的にも説明ができない状況になっているのではないかと私は思ひますので、まず最初に御決意を聞かせていただきたいと思ひます。

○額賀国務大臣 今の辻元委員の御指摘については大変、肝に銘じさせていただきたいと思ひますけれども、確かに今、経済状況は史上最低、最悪でございます。失業率も最悪の状況に来ておるわけでありまして。そういう中で自衛隊員の給与改定の御議論をいただいているわけでありましてけれども、私といたしましては、確かに、一連の背任事件あるいはいわゆる証拠隠滅問題等々によりまして国民の皆さん方に不信を与えたことについて、大変申しわけないというふうな思つております。

しかし、この問題につきましては、かねて主張しておりますように、みずからの力で自浄能力を発揮して事実関係を明らかにするとともに、こうしたことが再び起こることがないように、防衛庁の調達システム、それから防衛庁の行政のあり方等々について万全の体制をいいて、そして、言つてみれば、中興の改革的な防衛庁の立て直しを図らなければならぬ、そういうことによつて国民の皆さん方の信頼を勝ち取つていかなければならぬといふことで、ぜひ御理解をいただきたいというふうな思つております。

なおかつ、一方で、自衛隊員の皆さん方におかれましては、三百六十五日二十四時間体制で、国民の皆さん方に何かあったときに生命財産を守るために体を張つて頑張つていらっしゃるわけでございまして。一時的な不況であるから給料を下げるというところも一つの考え方ではあるかもしれないけれども、私といたしましては、やはり国家国民のために体を張つて汗を流している、そういう隊員の皆さん方にそこはきちつと給与の面で約束をして、そして良質な隊員と士気旺盛な隊員を形成していくことも私の務めであるというふうな

思つておりまして、そこところはどうか委員、先生方の御理解を得られますように、心からお願いをするところであります。

○辻元委員 今、長官のお言葉の中に、徹底的に調査するということです。それで、私も何回もこの件については質問させていただいてありますが、引き続き、前々回幾つか質問した中で、書類の保存ということについて幾つかお伺いしたいと思ひます。

それで、前々回の質問になるかと思ひますけれども、私は、調達実施本部の資料は、防衛庁文書処理規則によつて保存処理が行われているということについて質問いたしました。それで、保存期間は一年、三年、五年、永久という四つの基準で整理保存するということですが、聞きますと、予算を伴うものは五年もしくは永久というふうなそのとき答弁いただきました。

そのとき具体的に私が示させていただきました三つの資料ですね、保存文書。返納に使つた経費率の算定資料、これが一つ目です。それから二つ目が、返納額を決めるために提出させた伝票。三番目が経理元帳。この三つについて前々回質問いたしました。この中で、そのときは御回答いただきました。これけれども、後での御回答で、返納額の算定資料等は五年の保存であるというふうな、これは防衛庁装備局管理課の方にお知らせいただきました。

ということ、これらの中で一番古いものは一九九三年、平成五年のものだという御回答だったのですけれども、今回の件に關してこの返納額の算定資料はしっかりと保存されていたというふうな理解してよろしいのです。

○額賀国務大臣 今辻元委員御指摘の経費率の算定資料の保存期間は、防衛庁文書処理規則によりまして文書保存期間は五年保存となっておりますので、保存されているものと思ひます。

○辻元委員 保存されているというふうな長官から御答弁いただきましたけれども、これはどのような形で、現在防衛庁の中にあるのでしょうか。

○及川政府委員 恐縮でございますが、御質問にお答えする具体的な資料を手元に持つておりません。後ほどまた御回答させていただければと思います。

○辻元委員 といいますのも、特に私が今指摘させていただきました資料は、焼却されてしまったのではないかと疑いをかけられている資料であるわけですが、ですから、この資料が存在するかどうかというのは先ほどの徹底調査の中では一番の焦点になってくる、その保存すべき資料であるわけですが、今御回答の中に、あるかどうかかわらないと、現在に至ってもですね、そのような御回答であるというふうに考えればよろしいのでしょうか。

○伊藤(康)政府委員 ただいま先生御指摘のとおり、私も徹底的な調査をしておるところでございます。それで、この返還額を算定するに当たって使った資料等の状況等につきましてはこちら現在調査中でございます。今、ちょっとまだ確たることを申し上げられる段階ではないということとでございます。

それから、伝票類あるいは経理元帳というお話がございました。これらにつきましては、実は本来会社にあるものでございまして、防衛庁の方は、必要な場合にはコピーを見ることがございますが、通常、防衛庁の中で保存する文書ではございません。

○辻元委員 確たることを申し上げられないという御回答でしたが、この資料が存在しているのかどうかということですね。この資料の内容についてどうだという話ではなくて、あるのかないのかということが答えられないということですか。それをはっきりおっしゃっていただきたいのですけれども。

○伊藤(康)政府委員 今手元に全部詳細のものを私持つてきているわけではございませんので、その点は御勘弁いただきたいと存じますが、ある種のものがあるわけではございます。ただ、それですべてのものなのかどうか、そういったこと

とにつきましてなお調査をしているということとでございます。

○辻元委員 特にこの保存文書についてはもう最初のころから、マスコミでも指摘されていまして、この委員会でも私は何回も指摘させていたいただいているわけですね。ですから、今徹底調査とおっしゃっている中で、現在に至っても御回答が私はいまだにだと思っております。このところ、この保存文書についてはしっかりと調査するという以外に、今の御回答ですと、やはりないものもあるのかなというふうな受け取らざるを得ないというふうな私は考えますけれども、しかし、これは押し問答していてもしょうがないので、次に進みたいと思います。

さて、そういう中で今度は、先ほど何人かの委員から指摘がありましたけれども、藤島前官房長の今回の一連の、疑いをかけられているとはつきり申し上げましょう、ということについて質問させていただきます。

先ほど、前官房長が自宅に書類を持ち帰ったということをお認めになりました。長官は、コピーであるというふうに御回答されたわけですが、どういうコピーを持ち帰られたかわかっているのでしょうか。

○伊藤(康)政府委員 藤島前官房長が、八月の下旬でございまして、家に持ち帰った資料と申ししますのは、いわゆる四社事業の経過ですとか、あるいは、その四社事業に関連しまして東京地検にいろいろ事情聴取を受けた方がたくさんおられます、その方々からのヒアリングをファイルにしたもの、そういったものとか、あるいは想定問答集ですとかその他の資料というふうに聞いております。

焼却云々という新聞記事が出たわけではございますが、そうではなくて、最初に申し上げました事情聴取の資料あるいは事業の経過資料、これらのファイルにつきましては、一読後、不要なものとして破棄したというふうに聞いております。

○辻元委員 今の御回答の中に想定問答集という

のが出てきたのですが、これは何ですか。

○伊藤(康)政府委員 一般に私どもの役所の中では、国会の御議論あるいは御質問にお答えするための想定問答集等を日々つくっております。それらのものについて、自宅で勉強用に一たん持ち帰ったこととでございます。

○辻元委員 持ち帰ったというふうでございまして、この御回答なんです、今官房長代理は責任者という御回答なんです、藤島前官房長が持つて帰られた内容について目を通されたのですか。

○伊藤(康)政府委員 まず、当然のことながら、破棄されたものに目を通すわけにはまいりません。

それから、一たん自宅に持ち帰りまして、また役所に持つて帰ったものでございまして、これらにつきましては、東京地方検察庁の方に任意提出または押収されておりますので、私は現物は見ておりません。

○辻元委員 先ほど、長官がコピーというふうにお答えになりましたが、原本はどこにあったのでしょうか。

○伊藤(康)政府委員 最初に申し上げました事業の経過とかあるいは事情聴取のファイルというものは、調達実施本部の方でつくったものというところで承知しております。

○辻元委員 これは非常に重要なことだと思っております。先ほどの委員も指摘されましたけれども、前の官房長でいらつしたわけですね。そういう方が疑いをかけられるような行動をするということは、これは本当に信用を失墜してしまいますので、それでしつこく聞いています。

実際にこれは九月三日に最初の家宅捜査がされた数日前というふうに言われておりますけれども、その後九月二十九日に官房長を長官は更迭されておりますけれども、その理由は何なんでしょう。報道によりますと、責任をとったものではないうというふうな御回答をされておりますけれども、今後この藤島前官房長の行動が明らかになつ

てくるかと思うんですが、今もそのような御認識でしょうか。

○額賀国務大臣 藤島前官房長が事情聴取を受けたという報道もあり、私もそれを確認をいたしましたわけでございます。

したがって、当時私は、内部調査会というものを組みまして、そしてみずからの力で事実関係を明らかにしていかなければならないという強い決意を持っておつたもので、事情聴取を受けた上に、官房長というのは全体的な文書の総括責任者であります、したがって、本来ならばその事実関係を先頭に立つて明らかにしなければならぬ立場でありますけれども、事情聴取を受けたとかいう話もありまして、私は、このままでは事実関係が明らかになることに若干支障が起ころのではないかと、官房長を官房付にし、しかもなおかつ、言ってみればその事実関係だけではなくて、防衛庁内にはさまざまな仕事があるわけでありまして、本来の業務にも支障がないようにするために、官房長の職を解き、官房付にしたというところであります。

○辻元委員 ということは、責任をとって更迭というわけではないということですか。

○額賀国務大臣 一般的には処分をしたのではないかと、いうふうな受け取られる向きもあるかと思えますけれども、私といたしましては、事実関係を今調査中とございまして、その事実関係が明らかになった上で厳正な措置をとらせていただきたいという話を言っているわけでございます。

○辻元委員 先ほどから細かい点を聞かせていたいただきましたが、これは今回の事件のある意味で重要なポイントだと思えます。

さて、内部調査の進行がいつきましては、明日の会期末までというこの間からの御回答でしたが、ちょっと難しそうなお話がございました。それで次に、九月二十四日に有識者会議というのをおつくりになったかと思うのですけれども、この防衛調達制度調査検討会、こちらの方はどのような進行が、どれぐらいで結果といいま

すか、検討結果、発表されるおつもりで進めているのでしょうか。

○額賀国務大臣 二十四日の最初の会合に当たりましては、私は、これは防衛庁のあるいは自衛隊のあり方が問われていることである、したがって防衛装備品の調達システムについて、これまでの歴史的な経緯、それから海外ではどういうふうに行われているか、さまざまなことを考えながら、国民の皆さん方に十分透明性を持って、信頼感ができるものをつくってほしい、その心意気としては防衛調達本部を解体するぐらいの気持ちでやってほしいというふうに言いました。そして、各先生方が今、鋭意、資料を集めたり、あるいは海外に行つて勉強したりしているところでありまして、一つのターニングポイントといたしましては、できるだけ早く、言つてみれば問題によつては先に結論を出して国民の皆さん方にアピールをしていきたいというふうに思つております。

○辻元委員 といいますのも、この中で論じられていることだと思いますが、第三者機関をつくつていこうという話が出ていると聞いております。今回の調査も、内部調査をしらばるばるぼろぼろ、調査しているはずの人が今度は何か家に書類を持って帰つて燃やしていたとか、何かそういう話も次から次に報道されたりして、このままいきますと一体いつまでかかるのかという中で、第三者機関が客観的にチェックしていく、それを担保していくというのは非常に重要だと思いますので、その方向で進めていただきたいというふうに強く申し上げておきたいと思ひます。

さて、最後になりますが、先ほど、明日、金大中韓国大統領を迎えるに当たりまして、歴史認識の話が少し出ました。その中で、ある委員の方がつまらぬ老人の談話というふうに言われたのは、どの談話なのか私はわかりませんが、それがもしも一九九五年八月十五日の村山元総理の内閣総理大臣談話を指すのならそれは不適切な発言ではないかということをもつて指摘させていただきます。長官にお伺いしたいのですけれども、

ども、私は、この戦後五十年の談話を継承して明日から金大中大統領に対応していただけるものと理解しておるのですが、それでよろしいでしょうか。

○額賀国務大臣 これは小淵首相と金大中大統領の共同声明という形で出るのだと思ひますけれども、これは両首脳の間で今作成中のものであるというふうに思つております。私が述べる立場にはありません。

○辻元委員 以上で終わります。

○塩田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○塩田委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○塩田委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○塩田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○塩田委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十一分散会

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「百分の三・五」を「百分の四」に、「百分の五・五」を「百分の六」に改める。

第十八条第二項中「五千六百九十円」を「五千七百二十円」に改める。

第二十五条第二項中「十万六千四百円」を「十万七千四百円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表（第四条—第六条関係）

職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号 俸	指定職
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額		俸給月額
	円	円	円	円	円		円
1	245,500	334,300	373,700	417,500	472,300	1	593,000
2	254,600	345,600	387,300	431,300	488,400	2	658,000
3	265,300	357,000	400,900	445,100	504,600	3	729,000
4	275,400	368,700	414,100	459,000	520,800	4	810,000
5	288,400	380,500	427,300	473,000	536,800	5	873,000
6	298,500	392,100	440,400	486,600	552,600	6	937,000
7	310,200	403,200	453,500	500,000	568,300	7	1,025,000
8	320,600	414,000	466,600	512,700	584,000	8	1,106,000
9	331,400	424,800	479,600	525,200	599,700	9	1,185,000
10	342,400	435,500	492,100	537,400	615,400	10	1,269,000
11	353,400	446,200	503,100	548,200	627,900	11	1,346,000
12	364,600	456,800	513,900	558,100	636,100		
13	375,700	467,000	522,700	566,400	643,800		
14	386,700	476,100	530,200	574,200	650,600		
15	397,300	482,900	537,500	579,300	655,900		
16	407,800	489,500	542,600				
17	418,100	494,000	547,600				
18	428,100	498,400	552,600				
19	437,700	502,800					
20	445,800	507,200					
21	452,200	511,600					
22	457,900						
23	462,800						
24	467,200						
25	471,500						

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

三、第二十八条の三関係)

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准陸尉 准海尉 准空尉	陸曹長 海曹長 空曹長	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 251,900	円 242,400	円 233,200	円 227,400	円 227,200	円 —	円 193,700	円 177,800	円 —	円 163,000	円 155,600
260,900	246,600	242,500	236,700	236,500	218,100	206,400	185,700	177,800	170,400	
270,100	250,900	250,700	244,900	244,700	227,200	217,400	193,700	185,700	174,800	
279,400	259,300	259,100	253,300	253,000	236,500	225,900	203,200	190,200		
289,200	267,800	267,600	261,800	261,500	244,700	234,200	213,400	194,600		
299,000	276,400	276,200	270,400	270,100	253,000	242,300	221,700			
308,800	285,600	285,300	279,500	279,200	261,500	250,400	229,000			
319,000	294,600	294,300	288,500	288,200	270,100	258,400	236,100			
328,700	303,600	303,300	297,500	297,100	279,200	266,400	241,000			
338,300	312,600	312,300	306,400	306,000	288,200	274,400				
347,900	321,600	321,000	315,100	314,700	297,000	283,000				
357,500	330,500	329,800	323,900	323,500	305,700	291,600				
367,100	339,400	338,600	332,700	332,300	314,400	300,000				
376,700	348,200	347,400	341,500	341,100	323,000	308,300				
386,200	357,300	356,400	350,400	350,000	331,400	315,400				
395,200	366,500	365,500	359,500	358,900	339,800	322,500				
403,900	375,400	374,400	368,400	367,800	348,000	329,200				
412,600	384,100	382,800	376,800	376,200	356,000	334,900				
421,300	392,600	391,200	385,200	384,600	363,700	339,600				
430,000	401,100	399,600	393,600	393,000	371,000					
438,400	409,600	408,000	401,900	401,300	378,300					
446,400	417,900	416,200	410,100	409,500	385,600					
453,700	426,000	424,300	418,200	417,500	392,900					
459,700	434,000	432,300	426,100	425,300	400,100					
464,700	441,600	439,900	433,700	432,800	407,000					
469,500	447,900	446,200	439,900	439,000	413,100					
474,200	453,500	451,800	445,500	444,200	418,400					
478,900	458,700	457,000	450,700	449,100	423,100					
483,600	463,600	461,900	455,600	453,800						
488,300	468,300	466,600	460,300	458,500						
493,000	473,000	471,300	465,000	463,200						
497,700	477,700	476,000	469,700							
502,400	482,400	480,700	474,400							
	487,100	485,400	479,100							
	491,800	490,100								

空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に定

備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

別表第二 自衛官俸給表（第四条、第五条、第六条、第二十七条の

階級 号俸	陸海空	将将将	陸海空	将将将	補補補	1 1 1	等 等 等	陸海空	佐佐佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉
	俸給月額		俸給月額		俸給月額		俸給月額		俸給月額		俸給月額	俸給月額
			(一)	(二)	(一)	(二)	(三)			俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	593,000	円	593,000	円	499,900	円	458,500	円	440,900	円	387,500	円
2	658,000		658,000		516,500		472,300		454,400		399,900	
3	729,000		729,000		533,100		486,100		467,900		413,500	
4	810,000		810,000		549,400		499,900		481,400		427,100	
5	873,000		873,000		565,500		515,100		494,500		440,500	
6	937,000		937,000		581,600		530,300		507,200		453,900	
7	1,025,000		1,025,000		597,400		545,500		519,300		467,300	
8	1,106,000				612,500		560,600		530,100		480,700	
9	1,185,000				627,500		575,700		540,900		493,600	
10	1,269,000				639,400		589,700		551,700		505,600	
11	1,346,000				648,200		603,000		562,500		516,400	
12					657,000		615,700		572,800		526,600	
13					665,800		625,100		581,500		536,200	
14					674,600		631,300		589,600		543,200	
15							637,500		594,900		550,200	
16							643,700		600,100		555,700	
17									605,300		561,100	
18									610,500		566,200	
19									615,700		571,300	
20											576,400	
21											581,500	
22											586,500	
23											591,500	
24												
25											566,900	
26											571,900	
27											576,900	
28												
29												
30												
31												
32												
33												
34												
35												

備考（一） 統合幕僚会議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又はめる額の俸給を支給するものとする。

（二） この表の陸将補、海将補及び空将補の（一）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、

（三） この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（一）欄又は（二）欄に定める額の俸給の

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十項から第十二項までの規定は、平成十一年四月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、平成十年四月一日から適用する。
- 3 平成十年四月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額、附則第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合には防衛庁の職員の給与等に関する法律別表第二の陸将補、海将補及び空将補の欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合には同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の欄、（二）欄又は（三）欄をいう。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。
- 4 前項の規定により切替日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第 号。以下「一般職給与改正法」という。）第一条の規定（一般職給与改正法附則第一項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第六項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。附則第九項において「改正後の一般職給与法」という。）第八條第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあっては、総理府令で定める期間）を新俸給月

- 額を受ける期間に折算する。
- （最高号俸による俸給月額を超える俸給月額を受ける職員の俸給の切替等）
- 5 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額を超える俸給月額を受けていた職員の俸給月額及びこれを受ける期間に折算されることとなる期間は、総理府令で定める。
 - 6 切替期間における異動者の俸給月額等（切替期間における異動者の俸給月額等）切替日からこの法律の施行の日（附則第九項において「施行日」という。）の前日までの間において、この法律による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「旧法」という。）の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二、一般職給与改正法第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律別表第一若しくは別表第六（ハを除く。）から別表第九まで又は一般職給与改正法による改正前の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第六條第一項若しくは第二項の俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず旧法の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から新法の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
 - 7 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準する職員の俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
 - 8 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及び

- その者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ。
- （施行日から平成十一年三月三十一日までの間における異動者の俸給月額等の調整）
- 9 施行日から平成十一年三月三十一日までの間において、新たに新法別表第一若しくは別表第二又は改正後の一般職給与法別表第一若しくは別表第六（ハを除く。）から別表第九まで（次項及び附則第十一項において「改正後の関係俸給表」という。）の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず旧法の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から新法の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
 - 10 平成十一年四月一日（以下この項及び次項において「基準日」という。）前日から引き続き改正後の関係俸給表の適用を受ける職員のうち、基準日において五十五歳（新法第五条第三項において読み替えて準用する一般職給与改正法第一条の規定による改正後の一般職給与改正法第一条の規定に次項及び附則第十二項において「新一般職給与法」という。）第八條第九項の政令で定める職員にあっては、同項の政令で定める年齢。次項において「昇給停止年齢」という。）を超えていた職員（基準日において旧法第五条第三項において読み替えて準用する一般職給与改正法による改正前の一般職の職員の給与に関する法律第八條第九項の政令で定める年齢を超えていない職員に限る。次項において「昇給停止年齢超過職員」という。）の昇給については、なお従前の例による。

- 適用を受ける職員のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える職員で、基準日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があるとして認められるものとして政令で定める職員については、新法第五条第三項において準用する新一般職給与法第八條第九項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、政令の定めるところにより、昇給させることができる。基準日以後に新たに改正後の関係俸給表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前段の政令で定める職員との権衡上必要があるとして認められる職員として政令で定める職員についても、同様とする。- 12 前項前段の政令で定める職員及び当該職員との権衡上必要があると認められる職員として同項後段の政令で定める職員のうち、新法第五条第三項において読み替えて準用する新一般職給与法第八條第九項の政令で定める職員の、五十六歳に達した日から同項の政令で定める年齢に達する日までの間における防衛庁の職員の給与等に関する法律第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第八條第六項又は第八項ただし書の規定による昇給については、なお従前の例による。
- 13 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。
- 14 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

理由

一般職の国家公務員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等を改定するとともに、自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄又は陸将補、海将補及び

空将補の(一)欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十年十月十五日印刷

平成十年十月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局